

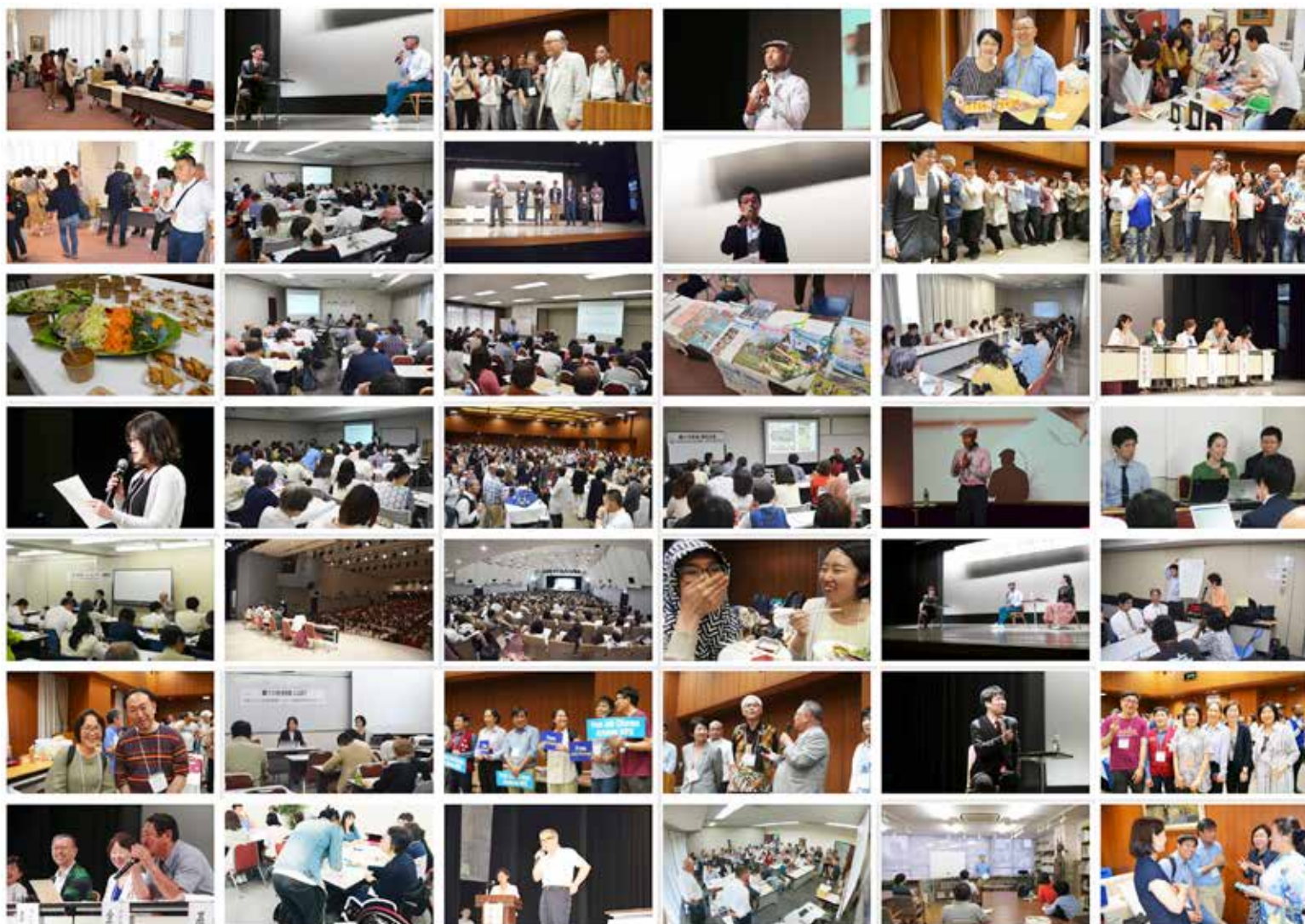


移住者と連帯する 全国フォーラム 東京2019

出会う、感じる多民族・多文化共生社会

報告書

2019年6月1日(土)～2日(日) 日本教育会館



【主催】 移住者と連帯する全国フォーラム・東京2019 実行委員会 【共催】 特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク SMJ

【後援】 東京都 毎日新聞社 朝日新聞社 共同通信社 東京新聞 西日本新聞社 東京ボランティア・市民活動センター
一般財団法人 自治体国際化協会 一般社団法人 市民セクター政策機構 移民政策学会 労働者住民医療機関連絡会議
第二東京弁護士会 全国難民弁護団連絡会議 在日コリアン弁護士協会

はじめに

この報告書は、2019年6月1～2日の二日間にわたり、日本教育会館（千代田区一ツ橋）で開催された「移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019」の記録をまとめたものです。

日本では1980年代後半以降、グローバルな人の移動の増大を背景とする外国人移住者の急増を受けて、彼／彼女らを労働者／生活者として受けとめ、支援と連帯・共生を模索する市民団体が全国各地に生まれていきました。そしてそれらの団体のあいだのネットワークが形成されていくなかで、1997年、「移住者と連帯する全国フォーラム」がスタートし、その後全国各地で隔年開催されるようになりました。くしくも“東京オリンピック・パラリンピック 2020”の開催を目前に控え、実に20年ぶりに東京で全国フォーラムが開催された次第です^{注1}。

ここ数年、入国外国人数（フロー）とともに在留外国人数（ストック）も大きく増加していますが、それに加えて、“人手不足”を理由に初めて「フロントドア」からの非熟練労働者の受入れに踏み切った昨年末の入管法改定の影響もあって、今回の全国フォーラムへの関心は非常に高く、内外から900名余の参加者を得ることができました。とくに高校生や大学生など若い世代の参加者が目立ったこと、そして、参加者アンケートから見てプログラムの内容におおむね好評を頂けたことには、本当に有り難いことでした。

今回の全国フォーラムのテーマは、「出会う、感じる 多民族・多文化共生社会～ともに考え、ともにつくろう～」でした。すでに日本には多様な外国人や外国ルーツの人びとが働き、生活しており、日本は確実に「多民族・多文化社会」あるいは「移民社会」になっていることを前提に、私たちがこうした現実に向き合い、これからの社会を創っていくべきかを、ともに考える重要な場としたいと願ってプログラムを企画しました。具体的には、フォーラムの一日目は全体会のダイアログ「わたしたちはここにいる～多民族・多文化共生社会の今、そしてこれから～」と15の分科会が、二日目には全体会として、2018年改定入管法の制度解説と移住連の政策提言「移民社会20の提案」を受けて、ディスカッション「どうなる、どうする移民政策～移動・定住・永住する人々の視点から～」が行われました。

フォーラム初日の全体会の会場は熱気にあふれ、また分科会は多くの会場で満杯となったため、入場をお断りした場合もありました。そこで、このフォーラムの成果をより多くの方々と共有し、また今後のフォーラムのあり方を考える参考資料にさせていただくために、この報告書を作成することにしました。

今回の全国フォーラムでは、共同代表、実行委員、分科会コーディネーターのご尽力のほかに、後援・助成・賛同・広告出稿などで多くの個人・機関・団体のご支援を得ました。また、フォーラムの準備の過程や当日の会場運営で、労組や学生など実に多くのボランティアの方々のご協力を得ることができました。ここに厚く御礼申し上げます。

なお、この報告書の編集は、有川憲治、岸見太一、小綿剛、鈴木江理子、崔洙連、山岸素子、渡戸一郎が担当しました。本報告書が単なる記録として意義に留まらず、これからのわたしたちのよりよい多民族・多文化共生社会づくりに向けて少しでも役立つことを期待しています。

2019年9月

移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019
事務局長 渡戸 一郎

注1 1999年に開催された東京大会のタイトルは「第3回 移住労働者と連帯する全国フォーラム」でしたが、その後、労働者以外の側面にも課題が拡大したことを踏まえて「移住者と連帯する全国フォーラム」と題名が変わりました。

移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 報告

もくじ

3 はじめに

5 ダイアログ わたしたちは ここにいる ～多民族・多文化共生社会の今、そしてこれから

11 分科会

- 12 第 1 分科会 入門編 「移住者クイズ! ～お互いのことをよく知ろう!～」
- 14 第 2 分科会 移住女性 「韓国・日本の移住女性の現場から必要な法制度を考える」
- 18 第 3 分科会 医療・福祉・社会保障 「政策の不在がもたらす、移民の生存権の危機」
- 24 第 4 分科会 技能実習 「技能実習制度の実態と新たな外国人労働者受入れ～技能実習制度の廃止を目指して～」
- 29 第 5 分科会 子ども・若者 「移住者の子どもと若者の学びと進路」
- 33 第 6 分科会 自治体施策 「改定入管法と地方自治体～総合的対応策を中心に～」
- 36 第 7 分科会 多様なルーツ 「多様なルーツの人々をめぐるメディアと日常生活」
- 39 第 8 分科会 難民 「逆境を乗り越えてきた人たちと共に考える未来 ～認定を待ち続ける難民申請者の若者たちの声から～」
- 41 第 9 分科会 日本語教育 「「働く現場」で求められる「日本語教育」 ～まずは知ることから～」
- 45 第 10 分科会 出入国管理 「収容・仮放免の課題と克服」
- 48 第 11 分科会 ビジネスと人権 「サプライチェーン上の人権侵害を中心に」
- 50 第 12 分科会 ヘイトスピーチ・人種差別 「みんなで人種差別撤廃条例をつくろう」
- 54 第 13 分科会 母語教育 「母語教育と外国人の生活 ～母語、困窮そして自立的生活～」
- 56 第 14 分科会 労働 「移住労働者自身が取り組む多民族・多文化の職場づくり」
- 60 第 15 分科会 LGBT 「同性カップルの法的保障について ～在留資格を中心として～」

64 2日目全体会報告 どうなる、どうする移民政策

- 65 1 制度解説 18 年改定入管法と総合的対応策
- 65 2 政策提言 移住連「移民社会 20 の提案」
- 66 3 ディスカッション 「どうなる、どうする移民政策～移動・定住・永住する人々の視点から考える」

70 大会アピール(日本語 / 英語)

74 プレフォーラム・プレイベント報告

78 実行委員会報告 / 謝辞

80 実行委員会・分科会コーディネーター

82 賛同金 / 協賛広告

84 会計報告

85 交流会 Photo

86 フライヤー / 資料集 / 移民社会 20 の提案



2019年6月1日(土) 13:30～15:00 ダイアローグ

わたしたちは ここにいる

～多民族・多文化共生社会の今、そしてこれから

メインスピーカー

サヘル・ローズさん

(女優・タレント・キャスター)

矢野 デイビットさん

(ミュージシャン・Enije 代表・明星大学客員講師)

ファシリテーター

キム プン アン

金朋央さん

(NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク 理事)



ダイアログ

「わたしたちは ここにいる ～ 多民族・多文化共生社会の今、これから」（抜粋）

—— 矢野デイビットさんのお話を中心に



矢野 デイビットさん（ミュージシャン・Enije 代表・明星大学客員講師）

日本人の父とガーナ人の母との間にガーナで生まれる。6 歳の時、ガーナで集団強盗に一家が襲われたことをきっかけに日本へ移住。8 歳～18 歳まで児童養護施設で育つ。学生時代からモデルや CM の仕事を始め、その傍ら、好きだったピアノを通して音楽活動を行う。

現在ではソロ活動のほか、元 J リーガーで作詞作曲家の兄と、薬剤師の弟とのヴォーカルユニット YANO BROTHERS としてもライブ活動を展開。NHK・E テレ「ハートネット TV」、日テレ「チカラウタ」などにも出演。25 歳の時、ガーナでのとあるストリートチルドレンとの出会いをきっかけに「誰にも守ってもらえない子供たちを守りたい」という想いを抱く。自立支援団体 Enije を設立。2012 年に一般社団法人化し、教育を柱にガーナで学校建設や教育する側の教育、運動会やサッカー大会を行いながら支援を続けている。支援とは自尊心を育てることという信念のもと、現地のコミュニティと自立に向けた活動を行う。また国内では楽しんだ代価をチャリティーにする味の素スタジアムでのチャリティーフットサルイベント等を主催。

ここでは、ダイアログに登壇された矢野デビットさん（ミュージシャン、Enije 代表、明星大学客員講師）の講演部分の記録を掲載します。当日は、サヘル・ローズさん（女優・タレント・キャスター）からもご自身の経験や思いを語っていただきましたが、一人ひとりの方との出会いを大切に、文字を通じてではなく、直接、ご自身の言葉で伝えたいとのご意向から、記録は割愛させていただきます。

自分のあり方に気づくことで 多様なものを受け入れていく

僕は父親が日本人で母親がガーナ人です。ガーナで生まれて、6歳のとき日本にやってきました。

僕は学術的なことを研究して生きているわけではないんですけども、自分の人生の研究者だと思って生きています。今、社会で移民の方々がたくさん日本に来て、いろんな言葉や文脈が世の中にあふれていますが、それがどんどん多様になっていて、ほとんどの人たちはそれについていけない状況だと思うんです。だけど、僕はそれについていくことが大事なじゃなくて、もっと根本的なところの自分のあり方に気づきを持つことによって、いろんな多様なもの、存在、人を受け入れていくことができるんじゃないかなと思って、信じて生きています。

あの人の勇気がなければ 僕は今生きていない

ある夜、みんなでごはんを食べ終わってテレビを見ていたときに、犬が鳴き出して、外をちょっと見たら変な人がいて、家族にそれを伝えようと思ったら、突然、扉がおのてたかれ始めました。破られる前にみんな隠れて、持っているピストルを持って構えていたら、何十人ものライフルとか銃を持った人がなだれ込んできて。家族全員並ぶように伝えられて、目の前にライフルを持ったボスと副ボスが、「どうする？ 親だけ殺すか、家族全員ひと思いに殺すか、どっか決めようぜ」と話をしていました。

何十人もの人が家の荷物を全部外にどんどん運んでいて「もうここで死ぬんだ」と思っていたんですが、たまたまその中に良心的な人が1人いて。その人がボスと副ボ스에「この話を聞いたときに自分の家族を養うために参加した。だけど、誰かを殺さなければならぬ」とは聞かなかった。それは僕の信条に反する。誰かを殺させるわけには絶対にいかない。だから殺さないでほしい」と言ったんです。

もちろん2人ともすごく激怒して取っ組み合いのけんかになり、止めに入ったほかの盗賊もそのままけんかになってもうごちゃごちゃになったんです。けれど、突然静かになり、ボスと副ボスがすごく不機嫌そうな顔をしてライフルを持って入ってきて、「ああ、これはも



Photo by Sozo Enomoto

サヘル・ローズさん（女優・タレント・キャスター）

1985 年、イラン生まれ。幼少時代を孤児院で過ごし、8 歳で養母と来日。様々な苦難を乗り越えながら、高校時代から芸能活動を始め、J-WAVE でラジオ DJ デビューし、女優、タレント、キャスターとして TV、ラジオ、映画、舞台と活動中。日本語、ペルシャ語、ダリー語、タジキ語を話し、趣味・特技はテニスや絨毯織りと多彩。主演を務めた「冷たい床 -Cold Feet-」では様々な国際映画祭で正式出品され、主演女優賞にノミネートされるなど、女優としても幅広く活動を展開。

芸能活動以外にも、国際人権 NGO の「すべての子どもに家庭を」の活動で親善大使を務め、児童養護施設や里親制度に関わる講演会に招聘されるなど、講演のテーマは多岐に渡る。

また、日本の施設への支援活動など、自らの取り組みが認められ、2018 年、第 9 回若者力大賞（社会をより良くするため活躍する若者に送られる賞）を受賞。夢はイランに児童養護施設をつくることで、同じ境遇に苦しんでいる施設の子どもたちを支援し、子どもたちに夢を与えようとしている。

うやられる」と思ったときに冷めちまった。冷めちまったから、みんな帰るぞ」と言って、帰ってくれたんです。その人にとっては当たり前のことをしてただけなんだと思いますが、あの人の勇気がなければ僕は今生きていないんです。

後に、ガーナに恩返しをしに行ったときに皆さんに言われたんです。「デイビット、カッコつけるな。私たちは恩を返してほしくてやったわけじゃない。だけど、もし何か感じるものがあれば、次の世代に、同じことを、もしくは自分なりの恩を送りなさい」と言われたんです。それがあって今の活動をしているのもあります。

自分は「なにじん」なんだろうと 思ってた育ってきた

日本に来て、文化の違いで母親がどんどん苦しくなっていくんです。ガーナで家族が朝から晩まで一緒にいられる生活を望んだ父親は、日本に帰ってきたら朝から晩まで会社にいなきゃいけない。家族といわれる時間が減ってしまった。三十数年前の日本ですから、母親もなかなか日本になじめず、家族の中がどんどん、ぎすぎすしてしまっただけです。結局、それで家族がばらばらになってしまって、僕たち男3兄弟は児童養護施設に入るようになったんです。

この児童養護施設で僕は人生を学びました。18歳のときに高校を卒業するまで僕は10年間その児童養護施設にいたんです。20歳のときに母親が「ガーナに帰る」と言ったんです。「私は日本でいろいろやってきたけれど、もうガーナに帰ろうと思う」と。

日本で育った僕は、自分とガーナとのつながりが母

親しかないと気づいたんです。6歳までガーナにいたんですが、幼少期のときに日本に来て児童養護施設に10年間いて親と離れていたの、完全にマインドが日本人化されていたんです。でも、自分とガーナのつながりが母親でしかないと気づいた。その母親がガーナに帰ることになった。自分とガーナのつながりって何なんだろう、と。

良くも悪くもいろんなことが経験の中であったんです。自転車をこいでいて車にひかれそうになった時に、「危ないですよ」と言ったら、運転手が窓を開けて「おい、外人。国に帰れ、てめえ」と言われたんです。日本で育って自分は日本人だと思っていながら受け入れられない経験をどんどん重ねていく中で、自分は「なにじん」なんだろうと思って育ってきたところがあったんです。

ガーナでも「外国人」として見られた自分

20歳のときにガーナに母が帰った後にバーテンダーをしていたんですが、お客さんから「ガーナの話をしてくれ」と言われたんです。でも、ガーナの話ができなかったのですみません。僕、ガーナで育ったわけじゃないのでガーナの話ができません」と言ったら、「君、自分の母親の文化をリスペクトしてないってことだぞ。簡単にそんなことが言えるってことを恥ずかしいことだと思ったほうがいい。勉強なんていつでもできたじゃないか。当たり前のようにそんなことを言っちゃいけないよ」と言われたんです。

その言葉が自分にとってあまりに衝撃すぎたので、僕はその3週間後に初めてガーナに行ったんです。ガーナに着いて「ついに来た。肌の色が全く同じ人たちし

ファシリテーター：金朋央さん（キムブンアン／KIM BOONG ANG）

移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）理事のほか、NPO 法人コリア NGO センター東京事務局長、「よりそいホットライン」外国語専門ラインコーディネーターを務める。

1974年富山県生まれ。母は戦後韓国生まれで、戦前日本生まれ2世の父と結婚のため来日。大学生の時に在日コリアンの学生団体に出会い、それ以降約20年間、3世・4世の教育・コミュニティ活動や、日本と韓国の青年間交流・連帯活動に携わった。コリア NGO センター東京事務所では、在日外国人の人権保障、差別撤廃、地域の多文化社会づくり、外国ルーツの子どもたちの学習支援、過去清算問題などに取り組んでいる。外国人権法連絡会が毎年発行する「日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書」の企画・編集にも携わる。

かいな国にきた。今まできっと肌の色が違うから自分は別々だと言われていたはずだ。これでもう大丈夫だ」と思ったんです。

タクシーに乗って実家に帰る途中に、みんなが僕を見ていることに気づいて「あれ？ みんな僕を見ている気がするんだけど気のせいかな」タクシーの運転手に聞いたら、運転手が「いやいや、だって君は外国人で

しょう？」「えっ？ 僕が外国人？ よその国から来たってわかるの？」と言ったら、「いや、君はガーナ人だと誰も思わないよ。イギリスかアメリカかフランスか、どこから来たのかい？」と言われたんです。「そうか。ガーナでも僕は外国人として見られるんだ」と思ったんです。

「あなたの目から見えている この世界はあなたの人生」

そのことは当時の僕にとっては結構ショックで、アイデンティティーがちょっとそこで一回崩壊してしまっただけです。せっかく久しぶりに母親に会ったのに、母親に当たってしまって、ぎくしゃくしてしまったんです。なかなか謝ることもできなくて。せっかく母親に会いに来たのに、気づいたらガーナでの最終日になっていました。帰りは母親が僕を車で空港まで送ってくれたんですけど、その車の中の2時間、ずっと沈黙だったんです。

空港に着いて、いよいよ僕がゲートに向かうという時に、母親は僕を抱きしめて、こう言ったんです。「デビット、人生いろいろあったんだろうね。今でもあるんだろうね。割り切れないことがたくさんあるんだろうね。話さなくてもわかることはあるよ。ごめんね。あなたを子どものとき育ててあげられなくて本当に申し訳なかった。あなたたちを育ててあげることができなかったからもう二度と会えないと思っていた。でも、こうしてあなたがガーナに会いに来てくれた。すごく嬉しい。あなたを育てることができなかった私は母としてこんなことを言っているのかわからないけど、デビット、自分の人生を、自分自身を信じなさい。周り



がいろいろ言うかもしれない。あなたの望まないとおりになるかもしれない。でも、気にしちゃだめ。自分を信じることに集中しなさい。デビット、どうしてかわかる？ それはね、デビット、あなたの目から見えているこの世界はあなたの人生なのよ。あなたの人生なんだから、胸を張って、自分に誇りを持って生きていきなさい。そして、「さあ、デビット、時間よ。日本に戻っておいで。また遊びに来て、よかったら」と言われたんです。

人に寄り添うことの大切さ

日本にいたときになかなか自分がフィットできなかったり、いろんなことを試したけどうまくいかなかった。ガーナに来て、自分はガーナ人になれるのかなと思ったけれど、浅はかではあるんですが、なれなかった。なんとかフィットして自分の居場所を探そうと思っていたんですけども、飛行機の中で気づいたんです。なんで何かの環境に自分をフィットしなきゃいけないんだろう。どうして僕らは自分らしく生きていくことが難しいんだろう。でも、そんなはずはない。いつも何かに自分を当て込もうと思って狭苦しく生きてきた。でも、これから自分は何かに自分を当て込めていくんじゃないかと、自分の人生を生きていこうと思ったんです。完璧な日本人として受け入れてもらうような社会が成立するのにあと何十年もかかるかもしれない。それはガーナでも一緒かもしれない。だけど、この地球上に生きるひとりの人間として、自分に自信を持って、誇りを持って生きていこうと思ったんです。

飛行機の中でやっと気づいたんです。日本で孤独を知ってしまった母は人に寄り添うことの大切さに強

く気づいてしまったんです。僕は何十年か後に、ガーナで母が数十年前に必要としていた誰かに寄り添うことを初めて気づかせてもらったんです。大きな学びでした。

自分のあり方ひとつを振り返ったり、あり方を変えるだけで、すべてを受け入れられる心はできると思うんです。その広がった心で、入ってきたものに一つ一つ向き合っていくうちに心が感じてくれると思います。失敗のない人生はないです。だけど、それから学べることはすごく大きな財産だと思います。寄り添っていくことの大切さを僕はそこで学びました。

小さな一歩を 一緒に踏み出せたら

すべてを僕が変えることはできません。でも、僕は小さな一歩を踏み出したいと思います。1人が100歩を歩むことより100人が、もしくはこの会場の中にいる1,000人が、一緒に声を合わせて一歩踏み出すときに生まれる衝撃のほうが世界に響く。

大きなことは誰もできないと思います。仕事もある

し、家族もあるし、いろんなことがあると思います。お金にも限りがあるし。でも、僕たちの踏み出す一歩だったり、差し伸べた小さな手にのっている小さなものはこの地球の裏側だったり、僕たちの生きている社会のすぐ隣の誰かにとってはものすごく大きな力になると思うんです。僕らの小さな力は誰かにとっては大きな希望だと思うんです。

今、いろんな人たちが日本に入ってきています。でも、多くの日本人は、今、息苦しく感じていると思うんです。でも、全く違う文化を持った、違う考え方を持った人がこれから日本に入ってくることによって、もしかしたらもっと多様で自分らしく生きられる社会が生まれるかもしれないと思うんです。

楽観的なことを言うつもりはないです。だけど、何かを信じて一緒に歩むことによって、宗教や文化や肌の色とかいろんなものを超えて、共に生きていって、共感し合い、誰かがつらいときに寄り添ってあげること、その苦しみや孤独を感じてあげることが、既に僕らの心の中にあることだと思います。その力を信じて、今から自分たちができる小さな一歩を一緒に踏み出せたら、と思います。



2019年6月1日(土) 15:15～17:00

分 科 会

- 12 第 1 分科会 入門編 「移住者クイズ! ～お互いのことをよく知ろう!～」
- 14 第 2 分科会 移住女性 「韓国・日本の移住女性の現場から必要な法制度を考える」
- 18 第 3 分科会 医療・福祉・社会保障 「政策の不在がもたらす、移民の生存権の危機」
- 24 第 4 分科会 技能実習 「技能実習制度の実態と新たな外国人労働者受入れ ～技能実習制度の廃止を目指して～」
- 29 第 5 分科会 子ども・若者 「移住者の子どもと若者の学びと進路」
- 33 第 6 分科会 自治体施策 「改定入管法と地方自治体～総合的対応策を中心に～」
- 36 第 7 分科会 多様なルーツ 「多様なルーツの人々をめぐるメディアと日常生活」
- 39 第 8 分科会 難民 「逆境を乗り越えてきた人たちと共に考える未来 ～認定を待ち続ける難民申請者の若者たちの声から～」
- 41 第 9 分科会 日本語教育 「「働く現場」で求められる「日本語教育」 ～まずは知ることから～」
- 45 第 10 分科会 出入国管理 「収容・仮放免の課題と克服」
- 48 第 11 分科会 ビジネスと人権 「サプライチェーン上の人権侵害を中心に」
- 50 第 12 分科会 ヘイトスピーチ・人種差別 「みんなで人種差別撤廃条例をつくろう」
- 54 第 13 分科会 母語教育 「母語教育と外国人の生活 ～母語、困窮そして自立的生活～」
- 56 第 14 分科会 労働 「移住労働者自身が取り組む多民族・多文化の職場づくり」
- 60 第 15 分科会 LGBT 「同性カップルの法的保障について ～在留資格を中心として～」

移住者クイズ！ ～お互いのことをよく知ろう！～

1. 分科会の構成

- <内容>
1. 移住者クイズ！
 2. 移住者あるある！（ルーツの話や近所の話、身近な話で盛り上がろう！）
 3. みんなで交流・ディスカッション

<司会> 坂本 啓太 （全統一労働組合：書記次長）



2. 分科会の概要

第一分科会は、フォーラムの副題でもある「出会う、感じる多民族多文化共生社会」をテーマに、体感型のクイズを行った。

まず始めに、30名超の参加者には、技能実習、永住、難民申請中（特定活動）、仮放免などの在留に関わる資格（仮放免は資格では無い）8種類の名札から、ランダムに引いてもらった。

その後、大型スクリーンに、現在の日本国内における移住労働者を取り巻く環境（在留者数の増加や、在留資格の説明、外国人労働者雇用状況など）をグラフを使って説明し、概況を理解してもらった上で、クイズを出題した。

クイズは、例えば「日本国内で職業選択の自由があるかどうか？」を、Yes or No形式で、自分の在留に関わる資格だとどうなのか？を自分で考えて、身体を動かして回答してもらった。

参加者は、「永住者だから自由はあるのよね?」、「技能実習っていつまで労働者だって聞いているから自由だよね?」など、色々と思案しながら、日本社会における移住者を取り巻く環境の複雑さ、問題点などを学んでもらった。

問題は全6問、すべてのクイズが終了した後、4グループに分かれ、「どうしたら、働きやすく暮らしやすい社会になるか?」をテーマにディスカッションを行った。

クイズを受けて、自分がこの国の中で“外国人”として生きていく目線で考えることを重視した。

若い参加者が多かったが、各グループに偶然にもベテランの方が上手く散らばっていて、各グループでの討論は非常にスムーズに行えた。

参加者の中には高校生もいて、「こんなに制限が多く、細かく分かれているなんて知らなかった」というような意見や、自身が海外にルーツを持つ二世の参加者は「自分の在留資格は、色々ある在留資格の中でも安定しているのが分かったが、他方でとても活動が制限されている人たちがいることに驚いた」などの意見が出た。

各グループのまとめにおいては、国の制度の問題や、日本で生まれたのに国籍を得られない問題、細かす

ぎる在留資格や、多すぎる制限、などが指摘された。さらに、われわれ市民の側がもっと「知る」必要があること、隣人としてともに考えていくこと、受け入れていくことなどの必要性が参加者全員で確認された。

3. 分科会を振り返って

短い時間ではあったが、この「入門編」をきっかけに、さらに専門的に各分野に興味を持っていただき、様々な活動や団体にアクセスしていければ、この分科会の役割は果たせたと思う。

（坂本 啓太）



第2分科会 移住女性

韓国・日本の移住女性支援の現場から必要な法制度を考える

1. 分科会の構成

パネルディスカッション 「韓国・日本の移住女性支援の現場から必要な法制度を考える」

パネリスト

ソク・ウォンジョン	外国人移住労働者の人権のための集まり 所長、ソンドン外国人勤労者 センター長
ウォン・オグム	在韓ベトナム人協会 会長、ソウル市外国人 名誉副市長
戎 カリナ	NGO 神戸外国人救援ネット、フィリピン出身
高山 ゆき	全統一労働組合・日本カトリック難民移住移動者委員会、ベトナム出身
山崎 パチャラー	ウェラワーリー、タイ出身

コーディネーター 杉戸 ひろ子 山岸 素子 （移住連 女性プロジェクト）



2. 分科会の概要

【韓国の状況】

まずソクさんが、韓国政府による政策の変化について説明した。

2018 年から実施されている「第三次多文化家族基本計画」では、5つの大きなテーマのもとに 70 個の課題があり、1200 個あまりの事業が実施されている。たとえば「多様な家族が安定的な生活ができるように支援を強化する」、「結婚移住者の社会参加を多様な形で進める」、「性暴力など暴力の被害を受けた女性の抱える問題の解決を支援する専門官の新設」など、移住者への人権を拡大していく施策もある。

文在寅政権はこれまでの政権に比べれば非常に進んだ政策を進めているが、支援者から見ると少し改善すべき点が6つある。

1つめは、移住女性が韓国人の配偶者やその家族に従属させられる問題が解決されていないことである。たとえば在留資格などを取得する際に、韓国人配偶者の身元保証がないといけない。また韓国人夫のDVにより離婚する場合などはその証明を書類で提出しなければならない。

2つめは、移住女性に関わる人権が保障されていないことである。韓国的なやり方の強要、生活費や小遣いを渡さない、性交の強要や性暴力、殺害など女性に対する様々な形の暴力に対して、積極的な対応ができていない。

3つめは、就労している移住女性が職場で性暴力に晒されていても専門の相談所が少なく、就労に関わる人権侵害に対応できていない。

4つめは、韓国人に対して、移住者の人権についての教育が十分でない。人種差別の定義もなく、差別の否定もなされていない。人種差別の広まりに対して十分な対応が行われていない。

5つめは、移住女性の社会参加に関する政策をもっと積極的に行う必要がある。

6つめは、非正規滞在の移住女性への対応が非常に不十分である点である。全体的に、もっと幅広い政策が求められている、とソクさんは指摘する。

ウォンさんは、移住民センター「同行」を設立し、主にベトナム出身の移住者に無料相談活動をしている。ウォンさんは、結婚移住女性に関する問題について次のように説明した。

在留資格の更新に、夫の協力が必要であることや、離婚して子どもがいる場合、財産や職業の不安定さから移住女性に養育権が認められるケースは非常に少ない。また、帰化、国籍取得についても 3000 万ウォン(約 300 万円)以上の資産がないと認められない、離婚して国籍取得を申請する場合は夫に離婚理由があることを証明しなくてはならない上、一定期間(5年以上)滞在しなければならないなど厳しい条件がつけられている。労働相談に関しては、多くの女性が就労しているので平日にしか開いていない「多文化家族支援センター」は相談しにくく、利用率は 20%に満たない。子どもの母語教育についても、ベトナム出身の子どもが 5 万 7 千人いるのに、バイリンガル教育が全国で 10 ヶ所しかない。政府の教育支援が必要である。

【日本に住む当事者たちの声】

戎さんは、フィリピンの貧しい家庭で育ち教育とは無縁だった。親戚の家をたらい回しにされ、性的暴力も受けた。10 代は犯罪組織に監禁されるなど、生き地獄のような人生だった。日本の工場で働く話を紹介され、おかしいと気づいた時には逃げ出せなくなっていた。偽造パスポートを渡され日本に着いた後、ラウンジで働かされたが無給だったため、チップや同伴で飢えをしのいでいた。人気がなくなれば売春させられるときき、決死の覚悟で逃げた。その後、出会った日本人と結婚し、5 人の子どもを育て働きながら、日本語を必死で勉強し、多文化共生サポーターの仕事を

16年間続けた。夜間中学校を知ったことが人生の大きな転換となった。中学を卒業後、定時制高校を卒業し現在は建設の専門学校に通っている。教育は子どものためだけではなく、夢を実現し、学びたいすべての人のためでもある。教育を受けることができたおかげで、戎さんは、日本で可能性を見つけることができたという。

高山さんは、30年前にベトナムからボートピープルで日本に来了。同じベトナム人男性と出会って結婚した。技能実習生の支援をする活動を5年近くしている。最近、技能実習生が妊娠して強制帰国させられそうになったところ、カトリック教会に相談があり、労働組合と相談しながら、技能実習を続けることができるように支援できた。これから特定技能のベトナム人もかなりくると思うが、支援していきたい。

山崎さんは、日本人男性と結婚して来日した。タクシー運転手の夫はアルコール依存症で、結婚直後から暴力を振るわれた。日本語ができないとどうしようもないと思った。車がないと生活できない地域だったので、車の免許をとることを考え、夫を説得して教習所に通って取得した。教習所の先生から、運転を褒められたり、問題集に振り仮名を振ってもらったりして助けてもらったのが励みになった。

子どもは3人生まれたが、夫は酔っ払って子どもの首を締めたりした。あるとき、警察に通報して警察官が家に来たが、その目の前で夫に殴られても警察官は止めなくて、パジャマのまま裸足のままで子どもを車に乗せて逃げようとしたら、夫がナンバープレートを外してしまった。警察署に逃げ込んだが、夫が子どもの頭を殴ったりしたので、旅館に逃げたが旅館にも夫から電話がかかってきたので、そこからも逃げ出し、友達の助けて「女性の家ヘルプ」に行くことができた。その後、子ども3人と生活を始めた。ヘルプでスタッフをしながら、ホームヘルパー2級、日本語検定2級を取得、さらに行政書士の勉強を通信教育で受けた。2007年から新宿区の福祉事務所の相談支援員をしている。

国際結婚で日本に来る人が多いのに相談するところ

がないと思い「ウェラワリー」を設立し、多言語の同行通訳支援の活動をしている。タイ語での相談を通じて、国際結婚、離婚、DVの問題が多いとわかった。被害者支援の活動は、当事者にしかわからない、同じ外国籍だからこそ通じる問題もある。

【日本に求めたい法制度】

日本にどんな制度があればよいと思ったかというコーディネーターの質問に対して、高山さんは、日本語の支援、そして技能実習制度は廃止すべきだと述べた。戎さんも、やはり日本語教育の支援を訴える。日本語を学んでさらにレベルアップを促進するような仕組みが欲しいと述べた。他方、山崎さんは、自らの団体が資金不足であることから、活動支援金が必要と訴えた。

【韓国の制度の良さと日本との違い】

ソクさんは、制度と実行的な公的機関の存在を挙げた。ただし、それで十分かというのは別の問題だとも強調する。先に多文化家族支援センターを利用する女性は20%に過ぎないと述べたが、政策が見えかけになっていないか、予算の無駄遣いになっていないか、実効性のあるものになっているのかなど、検討しなければならない。

またソクさんは、政権との関係にも触れた。最初に移住者に関わる政策が作られたのは盧武鉉政権の民主的な時代で、その時に今の政策の土台ができたが、その後の10年は保守政権で、政策として後退した。その結果、今社会に出てきている、人種差別やヘイトスピーチといった問題の基盤を作ってしまった。それを正していくよう、現文在寅政権に対して、我々NGOが意見を言い続けていかなければならない、と力を込めた。

3. 分科会を振り返って

韓国の支援活動の現場からの報告では、政策面において日本より先進的な取り組みをしているように見える。韓国の移住女性に関する政策基盤として、2007年に家族基本法が、2008年に多文化女性法が成立し、施策の根拠が整った。外国人基本計画、多文化家族基本計画、外国人労働者受け入れ運用に関わる計画、多文化教育支援計画、といった計画がまず建てられ、それに基づき、政策を実現する機関として、外国人労働者支援センター、多文化家族支援センター、多文化教育支援センター、中国同胞支援センターなどが設置された。

他方で、形だけの支援になっている面もあること、人種差別やヘイトスピーチなど、人権教育が行き届いていないなど不十分な点も指摘された。

私たち日本社会で外国人支援を行うものとして韓国

から学ばなければならないのは、ソンさんたちはその時代時代の政権の動向に向き合い、アドボカシーを行なっていることだろう。

そして、韓国でも日本でも取り組まなければならないのは、根本的な男性の支配—女性の被支配関係に色濃く反映された社会規範の問題である。この問題を乗り越えずして、移住女性の嘆きは救われない。

移住女性の分科会では、毎回当事者からの発信を重視し、当事者の参加を促進してきた。今回も3名から自身の体験を踏まえたメッセージが伝えられた。私たちは、当事者自身の声、言葉にならない思いを受け止め、ともに新たな社会創造を目指すことができるのか。望ましい法制度を構想し内実のあるものにしていくためには、そこに誰が参加し意見を述べ検証していくのかという点も、見落としてはいけない視点であろう。

(奈良 雅美)



政策の不在がもたらす、移民の生存権の危機

1. 分科会の構成

① 報告・問題提起

入管法改定、「総合的対応策」の策定の中で、外国人医療の現場で起きていること

外国人医療・生活ネットワーク理事 大川昭博さん

非正規滞在の外国人の行政サービス提供に関する総務省通知について

NGO神戸外国人救援ネット 髯本郁さん

会場からの問題提起—入院助産制度の利用の現状について

特定非営利活動法人北関東医療相談会 長澤正隆さん

② 意見交換



2. 分科会の概要

① 参加者数 60 名

② 報告・問題提起

1980 年代後半から現在まで日本の移民政策の変遷は次の通りである。1980 年代後半からのバブル経済を背景に建設ラッシュによる人手不足を補うためオーバースティ外国人が利用され、劣悪な労働条件で働かせた。1990 年の入管法改定により、日系人の受け入れが拡大されたが、解雇、賃金不払い、労災問題、医療問題、子どもの教育問題など様々な問題が噴出した。2000 年～2010 年までの非正規滞在者の半減政策では、外国人犯罪などのネガティブな報道や犯罪キャンペーンにより、外国人への悪いイメージが植え付けられた。2012 年7月の入管法改定において住基法改正と外国人登録制度廃止がなされた結果、90 日以下や在留資格のない外国人は、住民として認められない日本にいないはずの人として取り扱われ、無権利の状態に置かれることになった。2016 年に技能実習法が制定されたが、本来の目的である途上国への技能等の移転のはずだったが、実質的に日本国内の労働力不足を補うものとして用いられ、様々な人権侵害を引き起こしてきた。

つまり日本のこれまでの移民政策は、外国人を「労働力」としてしかみない政策であり、その結果として「外国人材」は「商品」として捉え、その有用性のみを「活用」しようとする政策である。労働者・生活者としての権利を保障し、同じ社会でともに生きる「人間」として迎え入れる姿勢が欠落している。

そういう状況の中、不安な滞在資格を強いられている外国人が3分の1を占めたり、本来働いている会社が健康保険を加入しないといけなのに、加入されなかったり、生活者として受けられるべき社会福祉制度を十分に利用できない状況になっている。最近では、医療機関が顔写真付身分証の提示を求めたりして、それに応じない場合は診察を拒否するという差別行為を行う所も現れていることが報告された。

その中で最も深刻な状況に置かれている非正規滞在者にとって、在留資格の有無に関わらず利用できる制度の活用が重要な意味を持ってくる。そのため、改正住基法制定時に「在留資格の有無にかかわらず提供の対象となっている行政サービスについて、その取扱いに変更はない」とした政府答弁を受けて発出された総務省の通知と、外国人登録制度廃止以降も、入院助産や母子手帳、予防接種、災害対策等については適用可能とした各府省庁の見解が紹介された。

また、会場からの問題提起として、特定非営利活動法人北関東医療相談会に入った相談事例から、入院助産制度の利用の現状についての報告をお願いした。3人の外国人女性が体験した内容を匿名の形で参加者に紹介した。住む自治体によって対応が異なったり、支援団体が介入することによって解決できるような例があったりすることがある一方で、本来活用できるものが十分に活用されていないことが多くあることが確認された。

③ 意見交換

分科会に参加した方からの質問や現場で起きている状況の共有と、それに対する他の参加者からコメントなど、意見交換が活発に行われた。

●相談事例(質問):日本で生まれた外国籍の高校生が、自分が生まれてから、予防接種を受けたかどうか分からないため、どのようにしたらいいかがわからない相談があった。

⇒(医療相談の経験がある NGO 職員のコメント)出産した病院や生まれたときに住んでいた自治体などに記録として残っている可能性があるため、一度、本人やご家族から問い合わせしてみると何かがわかるかもしれない。

●(提案):外国人が何かに困る前に日本の制度や福祉について情報を得る方法や場所がないか。

⇒(参加者からのコメント)教会のミサなどに外国人

が集まるため、そういう場所に情報を提供し、情報を入手できる環境を作ることができるのでは。

● (相談業務を行っている団体代表の活動内容紹介)

(1) 専門家に相談するほどではないが気軽に自分がわかる言葉で相談ができる場を立ち上げた。関わりたいサポーターがたくさんいる。昨年1年間に7回実施したが、その内、3回は誰も相談に来なかった。1回はベトナム人が自分の話したい内容を1時間話して気が楽になって帰っていった。残りの3回は日本語学校の学生が来てくれた。

(2) 入国管理局と機構からワンストップサービスの業務委託を受け、外国語による相談業務を行っている。自分がわかる言葉で相談ができるから、周知してほしい。

● (外国人支援をされている弁護士のコメント)

電話相談を行っているが、行政(区役所など)からの相談が多くある。隣人が外国人で何かの困りごとがあると、日本人から直接相談機関に連絡するのではなく、習慣的に区役所や警察などに相談する人が多いからかもしれない。

● (日本で働いている外国籍住民の体験談) ご自分の経験として、外国に住んでいる親が訪問目的で来日中に病気やケガした際に困った経験があった。観光ビザのため、90日以下の在留資格では国民健康保険に加入できないから自由診療になる。

⇒ (弁護士からのコメント)「老親呼び寄せの在留特別許可」に切り替えられたら加入できるが、手続きが難しい。

⇒ (支援者のコメント) 外国人旅行者や非正規滞在者の場合、10割で治療を受けたり、無料低額診療事業などを活用する方法がある。

3. 分科会を振り返って

これまでの医療・福祉・社会保障の分科会では多くても10名程度の参加者だったが、今回は東京での開催もあり、満員に近い60名の参加者でとても賑わっていた。そして、何よりも外国人の医療について、関心がある方が多くおられることがわかった。

参加される方の中に、実際に現場で支援をされている方もいるが、外国人の医療・福祉・社会保障について関心があり、これから関わりを持ちたいと考えているものの、外国人を取り巻く現状がよくわからないという方も多く参加していた。そのため、今回の東京フォーラムの医療分科会では、基礎的な知識として、日本で暮らす外国人が直面している医療の問題について丁寧に説明を行った。その結果、移民の置かれている生存権保障の現状について、共通認識を持つことができたように思う。

(プラー ポンキワラシン)



2019(4/)
移住者と連帯する全国フォーラム
東京・2019
第3分科会 医療・福祉・社会保障

移民政策の不在がもたらす 移住者医療の危機

(特選)移住者と連帯する全国ネットワーク
理事 大川 昭雄

移民政策の不在

外国人を「労働力」としか見ない日本政府



1980年代後半から
→バブル経済を背景にした建設ラッシュ
による人手不足が始まる。

▶短期滞在資格で入国したオーバーステイ外国人
人を劣悪な労働条件で働かせる。

日本政府の姿勢

→企業が非正規滞在者を酷使していることは **「黙認」**

→医療、生活保障、人権については **「放置」**



1990年入管法改定により、日系人に定住
資格を付与し受け入れを拡大

労働現場で外国人労働者の解雇、
賃金不払い、労災問題、医療問
題、こどもの教育問題が噴出

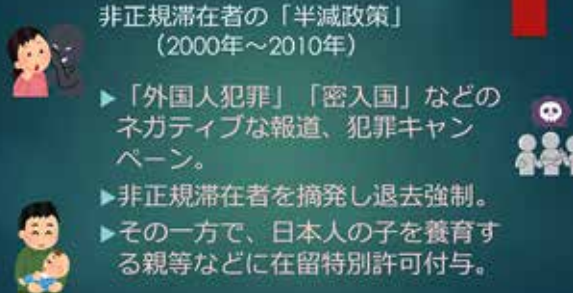


非正規滞在者の「半減政策」 (2000年～2010年)

▶「外国人犯罪」「密入国」などの
ネガティブな報道、犯罪キャン
ペーン。

▶非正規滞在者を摘発し退去強制。

▶その一方で、日本人の子を養育す
る親等などに在留特別許可付与。

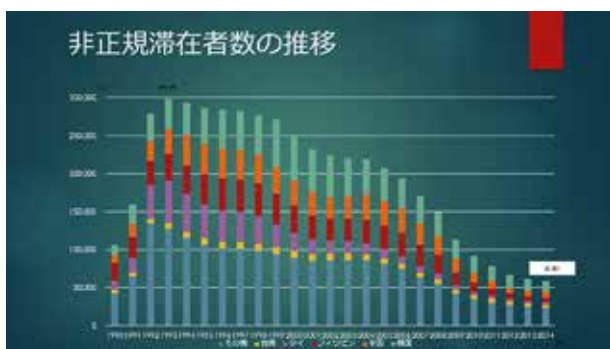


2012年7月入管法改定→
住基法改正、外国人登録制度の廃止

▶改定前：在留資格問わず90日を超
える人は登録の義務あり

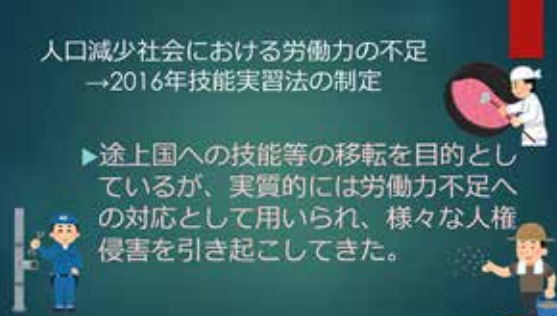
▶改定後：90日以下、在留資格なし
は、住民登録対象外。

**「日本にいないはずの人」→無
権利状態に拍車がかかる**

人口減少社会における労働力の不足 →2016年技能実習法の制定

▶途上国への技能等の移転を目的と
しているが、実質的には労働力不足へ
の対応として用いられ、様々な人権
侵害を引き起こしてきた。



外国人を「労働力」としてしか見ない政策

安倍政権「成長戦略」、2020年東京オリンピック
→「新たな外国人材の受け入れ」
(2018年6月15日経済財政諮問会議「経済財政運営と改革の基
本方針2018」)

▶「外国人材」という言葉が象徴しているように、労働力を
「商品」として捉え、その有用性のみを「活用」しようとする
政策であることに変わりはない。労働者・生活者としての
権利を保障し、同じ社会で共に生きる「人間」として迎え入
れるという姿勢が欠落している。

「『おもてなし』が、経済成長をもたらしてくれそうなたちだけに向けた姿勢
を拒否するであれば、それはとても深い言葉に聞こえる。」(2018年6月17日
朝日新聞「日韓に想う」編集委員大野博人)




外国人と社会保障、社会福祉制度の現状

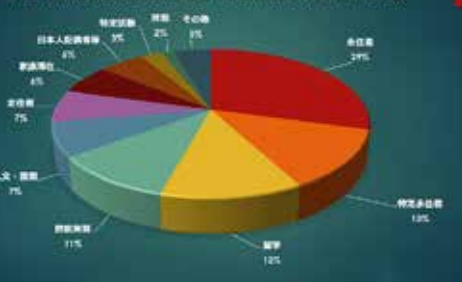
- ▶ 在留資格が、外国人の医療保障の範囲を左右する。
身分または地位に基づく在留資格（定住者、日本人配偶者等、永住者）
→生活保護が行政措置とされているほかは、各制度において日本人と同等の権利を有する。
活動に基づく在留資格
→3か月を超える在留資格を有していれば、国民健康保険の資格をする。
短期滞在者、非正規滞在者
→健康保険制度から独立した社会福祉制度について、適用対象となる場合がある。
- ▶ 自治体の判断で、適用から排除される例がある。
「オーバーステイすなわち権利なし」
→法令や通知に根拠のない状況、あるいは非適用を前提とした解釈がまかり通っている。

外国人の法的地位

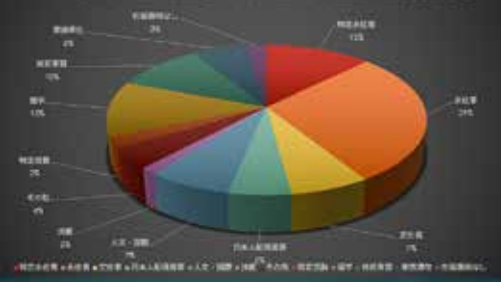
→「在留資格」であって、
「在留権」ではない。

- ▶ 入管法の網からこぼれると→「非正規滞在者」「日本に居てはいけない人」

在留資格別在留外国人構成比（入管統計2018年から作成）



これに非正規滞在者を加えて、在留の安定性順に並び変えると...



安定しない在留資格の外国人が、全体の3分の1を占める



いまこんな動きが...

- ▶ 通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関も多いことから、これらの費用を請求することも可能であることを周知する。
→「お金をとるなら通訳しない」という人が増えると、病院も困ってしまいます。
- ▶ 国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。
一生懸命頑張って、払いたくても払えなくなる人、会社が健康保険に入れてくれない人だっているはず。

それって個人の責任なの？

- ▶ 「在留外国人の国民健康保険適用の不適正事業に関する通知制度」の試行的運用を開始（国保の窓口で、疑わしい在留資格の外国人の情報を入管に通知する）

→あれっ、大事な個人情報も、知らず知らずに渡っているの？

WHY?

- ▶ 健康保険や年金における扶養家族への給付について、国内居住要件を設けることを検討。

→同じ家族料を払っているのに、なぜ差があるの？

WHY?

- ▶ 「なりすまし受診」を防ぐために、外国人が国内の医療機関で受診する際、顔写真身分証の提示を求める。

→それって、差別にならないの？

WHY?

はい、あきらかに差別です。しかし、受診した外国人に在留カードを提示させることは、すでにいくつかの病院で始まっています！

そもそも誰が「外国人」かを、見た目で見分けることは困難

- ・見た目は「外国人」だが、国籍は日本。
- ・ファミリーネームがカタカナ。でも国籍は日本。
- ・日本名を名乗る。在日朝鮮・韓国人の方。
- ・見た目のなど、保険証の住所が違うトランスジェンダーの方

それなら、日本人も全員

確認すれば...

→そんなことしたら、

病院の窓口は大混雑！

そして、一番の問題は...

保険証の住所と在留カードの

住所が一致しない人が、受診しなくなり

ます！

しかし、すでにこんな医療機関も？！

- ▶ 警察や入管からの指導を理由に、外国人に在留カードの提示を求める病院
- ▶ 在留資格が確認できない場合、「受診お断り」をHPで標榜する病院。

STOP

病院を受診希望の外国人の方へ

在留資格（在留カード、パスポート等）と健康保険証の提示をお願いします。

病院では診療申込みの際に在留資格と健康保険証の提示をさせていただきます。

在留資格が確認できない場合、緊急時を除き受診をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

＜理由＞

与費負担が不明確で本人確認をし、患者さんの安全による重大な事故を防止するため

外国人患者受入れ医療機関は有償として、国保や国民年金などの報告義務があるため

東京入国管理局より、在留資格の確認を依頼されているため

関東病院 | NPO日本

http://www.rft-hospital.jp/press/2018/08/08/20180808_01.html

なぜこんなことに...

- ▶ 外国人を「労働力」としてしか見ない。
- ▶ 非正規滞在者の存在を直視しない。
- ▶ 訪日外国人、医療ツーリズムしか見ようとしなない。

地域で暮らす、「生活者」としての外国人にとって、ますます医療を受けにくい状況が加速しています。

治療を目的とした特定活動資格者の国民健康保険（国民健康保険）

ネパール人男性。定住者の在留資格で暮らしていたが、在留資格を取り消され退去強制命令が発布され、その後、仮放免となった。最近、体調が非常に悪く救急搬送された。診断の結果、重症な心臓病と診断された。

その後、再留申請を行い、まもなく在留特別許可がおりて、「障害者活動助成」の特定活動の在留資格（6か月）を得ることができた。市役所に行き国民健康保険の加入手続きをしようとしたところ、医療目的の特定活動は国保加入ができないと加入を断られた。このまま治療ができないのであれば命にかかわる医師から言われている。

国民健康保険の被保険者

◆ 国家健康保险法

第5条

- ▶ 市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

第6條（適用除外）

- ▶ 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、市町村が行う国民健康保険の被保険者となない。

(1～10は他の健康保険資格を有する者、または生活保護受給者)

11. その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めものの

国民健康保険法施行規則第1条で適用除外となる外国人

- ① 日本が主権を有しない島であった。住居地と大規模な商業活動がなく、規定する者（島主）が島民（島民）の（出入り）管理及び防衛に責任を負う。主権は島主を有する島主であって島に居住者の活動と関係して島主の及び居住主活動大別（決定）されるべき。）
- ② 日本が主権を有しない島であった。入居は第7条第1項第2号の規定に基づく入居活動表第15条の5の下段に規定する島主として日本国及びその島主の活動を行う。本邦において1年未満の期間に滞在し、船舶、航空機その他のこれらに類する活動を行うもの。
- ③ 日本が主権を有しない島であった。入居は第7条第1項第2号の規定に基づく入居活動表第15条の5の下段に規定する島主として日本国及びその島主の活動を行う。本邦において1年未満の期間に滞在し、船舶、航空機その他のこれらに類する活動を行うもの。
- ④ 日本が主権を有しない島であり、かつ、船舶に規定する者（島主）が島民（島民）であった。入居活動表第15条第2号の島主として日本国及びその島主の活動を行う。本邦において1年未満の期間に滞在し、船舶、航空機その他のこれらに類する活動を行うもの（第14及び前項に該当する島を指す。）

施行規則第1条第1項の「厚生労働大臣が別に定める者」とは...

国民健康保険法施行規則(昭和34年厚生省令第53号)(第1条第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が別に定める)を次のように定める。

- [illegible]

項目名稱	單位
總計	2個中內院及3個附屬衛生保健處
醫療業務	2個中內院及3個附屬衛生保健處下設部門
藥事業務	2個中內院衛生保健處下設藥劑科及3個附屬衛生保健處藥劑科中設藥劑科
衛生保健	3個中內院衛生保健處衛生科、3名醫師

[illegible]

国保に加入できる外国人

- [illegible]

法務省告示25号
特定活動で「医療を受ける活動」

- ▶「病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行うもの及びこれらの活動を行う者の日常生活上の世話をする活動を行うもの」

法務省告示外の治療・療養のための特定活動

- ▶「本邦の医療機関において医療を受けることを必要とする特別な事情を有する者が疾病（又は負傷）のため療養する活動及び日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

厚生労働省の見解

- ▶ 2011年に医療滞在ビザが新設されて以降、療養を目的とした告示外の特
定活動の外国人の施設受入についての経路整理をしてくる自治体に対して、
医療滞在ビザを適用除外として規定を整理し、適用除外と考える、と
認識していた。
- ▶ 2011（H23）年に医療滞在ビザが告示に新設されたこ
とに合わせて、国保法省令第1条2号の改正を行った
ものであり、告示外で療養活動のための特定活動資
格が与えられる場合は、同省令の除外規定には当た
らない。

2016（H28）年11月13日、同年11月26日、2017（H29）年2月21日開催の審判交際における国際建築関係会議は各各回の開催（審判及び予備審判）

健康保険の被扶養者について

- ▶ 健康保険は国籍を問わず加入できるため、制度上、健康保険の被扶養者の認定において、在留資格は要件となっていない。
- ▶ 「国籍や居住地を問わず、適用事業所に雇用されている者を被保険者とし、その者に扶養されている家族を被扶養者として適用する仕組みである。

(2019 (H31)) 年2月21日 厚生労働省健康政策課健康課

被保険者との身分関係の確認

- ▶「被扶養者であるかどうかの確認においては、公的証明書等で被保険者との身分関係が確認できるものがあれば、住民票でなくても、要件確認の書類として有効である。（協会けんぽ、組合健保共に同じ）」

協会けんぽの通知では、戸籍謄本や住民票記載事項証明書を求めています。厚生労働省年金局事業管理課は、他の公的書類でも差し支えない、と回答しています。

技能実習制度の実態と新たな外国人労働者受入れ ～技能実習制度の廃止を目指して～

1. 分科会の構成

＜趣旨説明＞ 外国人技能実習生権利ネットワーク 運営委員 旗手 明

＜報告＞

1. 技能実習生の妊娠・帰国強要事案について 全統一労組書記長 佐々木 史朗
2. 日立製作所での大量解雇・強制帰国 スクラムユニオン・ひろしま委員長 土屋 信三
3. 岐阜のシェルター事情（労災、賃金不払い、長時間労働）
自治労全国一般評議会・岐阜一般労働組合第2外国人支部長、NPO 法人・外国人労働者救済支援センター長 甄 凱
4. ミャンマー人技能実習生と労働運動の課題 JAM ものづくり産業労働組合・参与 小山 正樹
在日ビルマ市民労働組合委員長 ミンスイ
5. 新たな外国人労働者（特定技能）受入れと技能実習制度
外国人技能実習生権利ネットワーク運営委員、自由人権協会理事 旗手 明
6. 技能実習制度と特定技能制度の比較、特定技能制度で想定される問題について
移住者と連帯する全国ネットワーク運営委員 小山 かおる
7. サプライチェーンの頂点、大企業への追及が必要であることについて
外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表 弁護士 指宿 昭一
8. 除染等業務に従事させられた実習生への対応、「失踪」実習生未払賃金弁護団の活動
日本労働弁護団事務局次長 弁護士 中村 優介



2. 分科会の概要

第4分科会「技能実習」では、2017年11月に技能実習法が施行された後も、技能実習制度の本質的な問題である技能移転による「国際貢献」という建前と、国内の人手不足を埋める「極めて安価な労働力」という実態は解決されていないということを、この1年程度の間には発生した技能実習生に関する人権侵害事案の報告を受けることによって、明らかにしました。

さらに、昨年末の入管法改定により、今年4月から新たな外国人労働者「特定技能」の受入れが始まっていますが、この制度は技能実習制度をベースにしており、かつ、多くの受入れ分野が技能実習制度の延長線上にあることから、技能実習制度と同様の人権侵害を引き起こす危険性があることについても共有することが出来ました。

現在、ホットな話題に関する分科会ということで、100人近くが参加し、会場は席に座れない人もでるといった状況でした。

分科会の進行は、RINK（すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク）の事務局長早崎直美さんが行い、最初に、5本の報告と3者からの追加報告を受けたのち、若干の質疑応答等がおこなわれました。

（報告1）

技能実習生の妊娠・帰国強要事案について

四国の製紙工場で実習する予定で2018年10月に来日したベトナム人女性（23歳）が、入国後1ヶ月の講習中、妊娠8週間と診断されたことを理由に監理団体などから「中絶か帰国かを選べ」と強要された「千葉講習センター中絶帰国強要事件」と、2019年1月に中国人技能実習生が自室で生んだ男児を近隣民家に放置したとして警察に逮捕され、裁判で執行猶予付きの懲役刑が確定した「川崎技能実習生保護責任者遺棄事件」について報告がありました。どちらも入管法上、技能実習生には「家族帯同」が認められず、送り出し団体との契約に「妊娠したら強制帰国」と人権侵害もはなはだしい規定が盛り込まれているという

実態が生み出した事件であり、当事者の技能実習生は「制度の被害者」であるということが強調されました。また、これらの事件がきっかけとなり、法務省や厚生労働省が今年（2019年）3月に妊娠等を理由とした不利益取扱いを行わないよう求める通知が出されたものの、技能実習制度が妊娠・出産を想定していない制度であること等から、今後も同じ問題が発生することが危惧されると、加えて、「特定技能」制度も同様の構造であることから、同じ問題が生じかねず、これに対抗するためにも生活領域での権利保障が重要であるとの指摘がありました。

（報告2）

日立製作所笠戸事業所における大量解雇・強制帰国

「電気機器組み立て」の技能を学ぶ目的で来日したフィリピン人技能実習生が、日立製作所笠戸事業所で働いていたところ、外国人技能実習機構が監査に入った結果、従事している作業が技能実習計画に沿っていないとして実習計画の許可がおりず、技能実習生たちは2号口の実習に移行できなくなったことから99名が解雇されたという事例でした。日立製作所は、実際には技能実習生を車体組み立て作業に就かせていたにもかかわらず、部分的に「電気機器組み立て」作業を行っていたので非はないと不正を認めませんでした。スクラムユニオン・ひろしまが入って交渉した結果、残りの技能実習期間の賃金を補償するということで一応の解決となりました。この事案は、技能実習職種が細分化され、原則として他の職種の業務に就くことができない制度となっているのに対して、受け入れ側は様々な単純労働をさせたいという思いで働かせていることから、不正実習がまん延してしまう実態があること、そしてなによりも、技能実習制度の「国際貢献」という建前と「安価な労働力の導入」という現実との乖離があらわとなった事案であると報告がなされました。

また、日本に来て3週間目の講習期間中に、日本語ができないという理由で強制帰国させられたインドネシア人のリキ・アムルーラさんが、日本で裁判を起こしている件について、報告と支援の要請がありました。

(報告3)

岐阜のシェルター事情(労災、賃金不払い、長時間労働)

2017年11月に技能実習機構が発足して以降の状況について、「技能実習機構は昔のJITCO(公益財団法人国際研修協力機構)とやっていることが変わらない」との指摘から報告は始まり、事例として、牧場で働いていた技能実習生が、仕事中に右手小指を切断して11か月間休業した後、技能実習2号に移行するための試験に合格したものの、受け入れ企業側が継続を望まなかったため帰国させられようとした事件が取り上げられました。企業側は労災保険の休業補償を一部着服し、2号移行のための試験料も本人に負担させていたにも関わらず、機構側の調査結果は「本人の意思による帰国」にとどまったというもので、機構の対応は監理団体や受入企業と一体となって技能実習生に圧力をかけているだけとの厳しい指摘がありました。

また、問題を抱えてシェルターに逃げ込んできた技能実習生の生活の様子などについても報告がありました。

(報告4)

ミャンマー人技能実習生と労働運動の課題

在日ビルマ市民労働組合委員長ミンスイさんより、在日ビルマ人当事者の労働組合として、外務省に対してミャンマー労働者の97パーセントは電話を持っておらず電話のかけ方が判らないなかで、相談窓口の電話番号をただ伝えるだけでは不十分と伝えても状況が変わらない、あるいは技能実習生からの相談を月5件くらい受け、解決を図っているものの、個々の相談解決だけでは制度は変わらない、そういった状況をどのようにして変えるのかということを考えているとの説明があり、その一つの答えとしてJAMものづくり産業労働組合の小山さんより事例報告がありました。

一つ目は、衣料品全国チェーン「(株)しまむら」に納品される衣料品の値札付けを行っている会社の事例で、最低賃金法・労働基準法違反、過労死ラインを超える長時間労働という労働実態があり、当該技能実習生を保護して労基署に申告したところ、会社は閉

鎖となり賃金未払いが発生、一部、国の制度で立替払いがなされたものの、未払い部分について訴訟を起こしてたたかっているというものでした。

この事例では、サプライチェーンの頂点にいる「(株)しまむら」が、直接の取引関係がないにしても、その底辺で起きている違法行為や人権侵害を根絶するよう対処を求めて要請をおこなったと報告がありました。

二つ目は、大葉の結束作業を行う事業場のケースで、作業時間が午前7時から深夜0時までという長時間労働の上、賃金は出来高払いで、時給に換算すると300円台にしかないという事例で、農協にもその責任を求めたというものでした。

二つの事例を通じて、技能実習制度は構造的に対等な労働契約関係にはなりえないとの指摘があり、その原因として、借金を抱えて来日し、何かあると「強制帰国」と脅かされること、移動の自由がなく隔離されていること、そして、受け入れ企業は圧倒的に零細企業であるため極めて安い下請け代金で仕事を請け負うこととなり、最低賃金を支払っていない事業が成り立たないという実態があるとの指摘があり、サプライチェーンの頂点に対する働きかけが制度を変えるためにも重要と強調されました。

加えて、対等な労働契約関係が成立し得るよう、根本的に制度設計をやり直させるために労働運動がはたす役割も大切であり、外国人を組織化できる労働組合をつくる、労働相談を受ける、全国でネットワークを作る、そして、サプライチェーンの底辺で起きている外国人労働者に対する労働法違反や人権侵害を根絶させるため、発注者である大企業に対して、そこにある労働組合と共に、適正な発注を行うよう取り組んでいくことが必要と訴えられました。

(報告5)

新たな外国人労働者(特定技能)受入と技能実習制度

技能実習制度の問題構造等を整理し、4月から始まった特定技能制度との比較を行うことにより、新たな制度において想定される問題点について報告されました。特に、技能実習制度と同様に、相手国において行われる送出し団体との間での契約(特に表には出てこないもの)には手を出せないこと、特定技能にお

いては転職が可能となっているものの、その際の公的なサポートは、一般の日本人と同じハローワークを通じたサポートしかないこと、強制帰国問題について公的な規制をかけていないことといったことを挙げて、それによってもたらされる問題は、特定技能においても同様に発生するだろうと説明がありました。

そして、特定技能制度は国際的な労働力移動の構造が変わらない中で、制度だけを変えるものであることから、問題解決にはなっておらず、せめて韓国の雇用許可制度にみられるような、政府のやり取りによってのみ労働者の移動がなされるような、中間業者が排除される制度が必要としめくりました。

(追加報告)

まず、移住連の運営委員の小山さんより、現在、人手不足が叫ばれているものの、不足しているのはいつでも契約を解除でき、低賃金で雇用できる「非正規雇用労働者」についてであり、技能実習制度や新たな特定技能制度で働く外国人労働者は、この部分に組み込まれるということを押さえる必要があると説明があり、特定技能において想定される問題点ごとに、法的な規制等がどうかかわっているかを整理する作業を行っていることについて報告がありました。

次に、外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表の指宿弁護士からは、サプライチェーンのトップで利益を得ている大企業の追及が必要であり、そのためのツールとして2011年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」にある「全ての人権の保障」が活用できるとの指摘がありました。追加報告の最後に、日本労働弁護団事務局次長の中村弁護士より、福島で除染等業務に従事させられた実習生が、「失踪」後に労働組合に加入して団体交渉を行い、現在、東京都労働委員会において争われている事件について報告があり、除染作業に従事させる際には法律上、4時間以上の特別教育が必要であるが、当該会社が行っていたとは考えられないこと、さらに特定技能制度においては除染作業が可能であるとされているものの、そもそも法律を守って受け入れることが可能なのか疑問であるとの指摘がなされました。また、2月に立ち上げた「失踪」実習生未払賃

金弁護団の活動について報告があり、Facebookを使用した相談受付を行ったところ、ベトナム人を中心に30件以上の相談が寄せられ、賃金未払いのほか、労災隠し、妊娠を理由とする帰国などの相談があったものの、言語のかべもあり十分に取り上げるまでには至っていないが、今後の相談対応の在り方を模索する必要があると感じているとの問題提起がありました。

(質疑)

質疑では、技能実習生を保護した場合の費用負担についてと、監理団体やサプライチェーンの頂点にいる大企業に対する責任追及について意見が交わされました。

<保護費用の負担について>

熊本・コムスタカの中島さんより、保護の際に生じる費用をどのように負担しているか知りたいとの発言がありました。岐阜の甄凱さんから、監理団体である協同組合に請求しても「自分たちは関係ない」と逃げてしまい、結局、住居費はだれも負担しなかったという事例の紹介があり、監理団体等の責任を追及する知恵を教えてほしいとの発言がありました。

これに対して、JAMの小山さんより、名古屋では技能実習機構や監理団体に費用負担をさせて保護したケースがあるとの報告がありました。

<監理団体や大企業に対する責任追及>

報告や質疑の中で出された監理団体への責任追及についての発言を受けて、労働弁護団の梶弁護士から、監理団体が労働組合の団体交渉に応じなければならない場合の基準について、最高裁の判例では、ある会社の上部に位置する会社が、労働条件の一部について実質的に影響を与えて決定されている場合には使用者として見るという法理があるとの説明がありました。

また、スクラムユニオンの土屋さんから、リキ・アムルーさんの件について、講習期間中の事案であるため監理団体が使用者としての権限を行使したとい

う実態があることの指摘と、棗弁護士が説明した「朝日放送事件」の枠組みを使って労働委員会で闘っているとの発言がありました。また、土屋さんからは、団体交渉に監理団体を引っ張り出して未払賃金 300 万ほどを支払わせたという経験があり、使用者としての実態をつかむことができれば労働委員会等で争う余地があることから、労働組合として取り組むべきとの指摘がなされました。

指宿弁護士からは、実習生弁連でも使用者と監理団体を共同不法行為で訴えて、責任を認めさせた事例があること、そして、必ず勝てるということではないものの、労働組合は監理団体にも責任があるということをしつこく追求すべきであり、その前例を積み上げるためにも、労働委員会で監理団体と争っている広島の場合は是非、勝ってほしいと思っていると発言があり、最後に、弁護士とともに闘うとの力強い決意表明がありました。

3. 分科会を振り返って

今回の分科会では、技能実習生問題のほとんどが中小零細企業というサプライチェーンの末端部分で発生していることをふまえ、サプライチェーンの頂点で利益を得ている大企業に対する責任追及が必要であるという指摘や、技能実習生と受け入れ企業との間で暗躍する「監理団体」への対応の必要性が強調されたことが印象的でした。

ただ、短い時間の中で多くの問題が報告されたことから、消化不良に感じた参加者も多かったのではないかと思います。

(小山 かおる)



移住者の子どもと若者の学びと進路

1. 分科会の構成

- | | |
|--|-------|
| ① 外国籍高校生・若者、進路と在留資格入門編 | 高橋 徹 |
| ② 高校卒業後の外国籍生徒の進路を阻む壁への対応ー救済策の実例と今後の課題ー | 西尾 加朋 |
| ③ 東京での外国につながる高校生の受け入れ状況と支援の取り組みの現状 | 角田 仁 |
| ④ 学校へつながる子どもたちに向けての、高校支援(現場報告) | 琴崎 馨 |



2. 分科会の概要

高校生を含め、定員 72 名の会場が満席となるなか、4 本の具体的な実践報告がありました。

1 本目と 2 本目の報告は、「在留資格と進路」についてのものでした。

1 本目は、「外国籍高校生・若者、進路と在留資格入門編」と題して、高橋徹さん（移住連、子ども若者プロジェクト）からの報告でした。

高校教員として在日外国人生徒に向き合ってきた高橋さんからは、まず、外国籍高校生の進路を考える場合、日本語力や、家庭の経済力、就職差別の現実や国籍条項に留意するとともに、在留資格に基づくトラブルへの対応が必要であると話されました。「家族滞在」「公用（在日外国大使館の従業員の家族）」など就労制限がある在留資格の場合や、オーバーステイなどで在留資格がない場合です。「家族滞在」の場合、資格外活動許可をえれば、週 28 時間までのアルバイトはできますが、学校やハローワークの就職斡旋が受けられません。進学しようとしても、ほとんどの奨学金は対象外とされ、進学も難しいのが実情です。

法務省が示した「家族滞在」救済措置は 2 種類あります。①少なくとも小学校 4 年生の初めごろから日本の義務教育を受け、日本の高等学校を卒業見込みであり、かつ、就職先が決まっているなどの条件を満たせば「定住者」に変えられるというものと、②少なくとも中学校 3 年生のおおむね 1 年間を在学し、中学校を卒業し、日本の高等学校を卒業見込みであり、扶養者である父母と同居し、かつ、就職先が決まっているなどの条件を満たせば「特定活動」に変えられるというものです。

一方で、救済されない若者たちもあり、「本国で中学校を卒業した」「日本の高校に進学ができなかった」「高校に入学しても中途退学をした」場合、救済措置の対象外となります。また、大学や専門学校へ進学できなければ、そこでの履修と活動を基に在留資格「技術・人文知識・国際業務」へ変更申請をすることもできなくなります。

2 本目は、「高校卒業後の外国籍生徒の進路を阻む壁への対応—救済策の実例と今後の課題—」と題して、

西尾加朋さん（一般社団法人 OCNet、一般社団法人レガートおおた）からの報告でした。

大阪と東京の元入管インフォメーションセンター職員であった西尾さんは、「家族滞在」や「公用」など活動に制限のある在留資格を持つ外国籍の高校生が、高校卒業後に在留資格の壁によって進路が阻まれるという問題について、詳しい説明と問題提起をされました。

留学や就労可能な在留資格を持つ扶養者の帯同家族が「家族滞在」在留資格者です。在留期間や就労などの様々な制限をなくすために、多くの外国人が永住申請を希望しますが、「家族滞在」資格者が永住申請をするためには扶養者と一緒に申請を行うことが条件になります。または、扶養者が永住許可を得ると、「家族滞在」から「永住者の配偶者等」「定住者」資格へ変更できます。しかし、近年の東京出入国在留管理局（旧・東京入国管理局）の永住審査は厳格になっていて、特に給与所得が他の就労在留資格に比べて高いとは言えない、「技能」在留資格の料理人の永住申請が許可されない、という状況が顕著であるとのことでした。

子どもたちは、親の状況で在留資格などの条件が決定される弱い立場にあり、学校を卒業しても就労制限がある状態だったり、将来的に就労在留資格を得ることを希望して、大学や専門学校に進学しても、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格が得られる就職先が見つからない場合もあります。さらには、日本語能力や学力などの問題で、進学はおろか高校中退をするケースもみられ、「家族滞在」資格のまま資格外活動許可で制限されたアルバイトに甘んじている状況があり、20 歳を過ぎても週 28 時間以内で仕事をしている人が意外と多いとのことでした。

「家族滞在」資格で滞在し、高校卒業後に就職をする生徒に対する救済措置が、2018 年度より開始され、日本で一定期間の義務教育を修了して、「家族滞在」資格で親と同居し、かつ日本で就職を希望する高校卒業予定者と既卒者は、就職を前提に「定住者」や「特定活動」の在留資格への変更ができるようになりました。しかし、教職員が在留資格について習熟していなかったり、この措置が学校に通達されても運用の仕方が分からず、生徒への周知がされないことが考

えられ、学校へのサポートが必要ではないかと指摘されました。また、就職内定が在留資格変更の条件となるため、逆に就労可能な在留資格を持っていることを前提に内定を出したい企業との間に齟齬が生じます。また、本国で中学を卒業し、日本の義務教育を受けていない高校生は救済されず、高校既卒者には情報が伝わらない問題もあります。さらには、「家族滞在」のみならず、「公用」在留資格者や、非身分系(＝就労系)の在留資格者に対する救済措置がまだ講じられていないという残された課題も提起されました。さらに、この救済措置を運用して在留資格を「定住者」に変更した実際の事例が紹介されました。この事例は、救済措置が示されたのと同じ2018年2月のものであり、全国初の事例ではないかとのことでした。

前半の質疑では、特定活動に変更が認められる場合の渡日編入時期についての質問があり、西尾さんから、ケースごとの判断になるとの回答がありました。既卒者の場合は救済措置の対象にされにくいのではとの質問には、参加者から、対象となる事例があるとの情報提供がありました。永住申請のハードルが高くなっている理由についての質問もあり、入管はブラックボックスであるとの意見がでました。

3本目と4本目の報告は、「高校での受け入れシステム」についてのものでした。

3本目は、「東京での外国につながる高校生の受け入れ状況と支援の取り組みの現状」と題して、角田仁さん(多文化共生教育ネットワーク東京[TEAM-NET])からの報告でした。

高校教員として在日外国人生徒と向き合っておられる角田さんは、日本語指導が必要な都立高校外国人生徒が急増している現状を示し、外国人高校生の課題を例示されました。①日本語が難しく、教科書や黒板の日本が読めずに勉強についていけない、②プリントや掲示物の日本語が読めず、保護者も就学支援金等の手続きができない、③母語での相談や、通訳・翻訳をしてもらえない、④進路相談ができず、在留資格の壁もあり、母語などの能力が発揮できない、⑤友だちができず、いじめがある、⑥外国人特別枠の高校は倍率が高く入れない、などが課題であるとし、

外国人特別枠の拡充、日本語指導と多文化共生教育、進学・就職先や在留資格の壁(就労と奨学金の制限)への対応が求められているとのことでした。潜在的な力を活かす進路指導、就労可能な在留資格の取得や日本国籍取得のための法的整備が必要とされ、支援活動をすすめるためのネットワークづくりが強調されました。

いま日本では、大学進学者の約半数が奨学金を利用しているが、そのうちの多くが利用している日本学生支援機構奨学金は、「家族滞在」「公用」「特定活動」の者は申請できません。申請が通っても「家族滞在」を理由に、すぐに全額返還を迫られた事例も紹介されました。課題解決のために、日本語指導、学校経営や教員養成、多文化コーディネーターの配置、学校外の支援者や専門家等との連携、多様性尊重や高校中退防止の取り組みを求める必要があること、また進路保障のために、企業・大学の理解、インターンシップ、法制度の改善の必要があることが指摘されました。

さらに、「子どもの権利条約」などが紹介され、2019年4月17日の「新しい時代の初等中等教育の在り方について」(文科大臣が中央教育審議会に諮問)で「外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒も増加しており、誰一人置き去りにしない教育を実現するため、これらの児童生徒等への支援体制を整えていくことが求められています」と記されていることも紹介されました。最後に会場参加者へ、①支援・連携・協力のネットワークづくり、②声を伝えるネットワークづくり、③権利実現のための世界とつながるアクション、の3つの提言で報告は締め括られました。

4本目は、「学校へつながる子どもたちに向けての、高校支援(現場報告)」と題して、琴崎馨さん(OCNet)からの報告でした。

海外勤務や海外エンジニアの日本語研修にも関わった経験を生かして、外部人材として外国人生徒への支援活動をされている琴崎さんは、具体的な支援の手法を含め、課題提起をしました。

2018年度、東京都の私立高校授業料無償化により、一部の都立高校が「定員割れ」になった結果、入学した外国人生徒が、一見、日本語が普通に通じると見えていても、実は正確なコミュニケーションができていなかったり、学校からの通知文が読まれていない、

などの問題が浮き彫りになりました。そのため琴崎さんも都立の2高校から「日本語支援」の要請を受けました。授業中のアテンドを始めたが、生徒の傍らでのウィスパリングは授業のじゃまとなり、生徒も恥ずかしがるので取り止めとなりました。そこで、放課後に教科内容を、生徒の教科書とノート書き取りをもとに、かみ砕いて説明することとし、基礎的な日本語の確立をめざして、「日本語能力試験」2級受験の勉強に取り組みました。ケースによっては、生徒の母語や第二言語の英語や「やさしい日本語」を使用することもあったとのことでした。

日本語を母語としない子どもにとって、生活言語としての日本語能力は1年で獲得できるが、学習言語としての日本語能力の獲得には通常7年程度かかることが、もっと広く理解・認識される必要があるという指摘もなされました。具体例として、教員が「名前を書いておいてください」と言えば生徒は「書いても書かなくてもいい」と誤解しやすいが、もし「名前を書いてください」と言えば生徒の誤解がなくなります。こうした表現の違いに留意し、さらに、「利益」という概念がイスラム文化圏の子どもには理解しづらいことなど、概念の日本語や同音異句が理解されにくいことにも留意して、留意して、わかりにくい教科書記述をリライトする必要があることが示されました。

次に以上をふまえたうえで次の3つの提案がなされました。①上述のような放課後のかみ砕いた教科書学習と日本語能力試験や漢検(日本漢字能力検定)などの日本語学習を、日本語支援のスタンダードな方法として確立すべきである。②実効性のある人材リストを確立して人材ネットワークが確立されるべきである。③外部人材が事前に予習準備するために学校の教科書閲覧を確保することが大切である。たとえば学校の図書室や地域の図書館に、教科書一式が閲覧できるような措置が望まれる。

さらに、学業の到達目標に関して問題提起がなされました。日本語を母語としない生徒に対して、到達目標を日本人生徒と同じ設定にすることに無理があれば、成績に反映し、推薦入試などの進学の道を狭めることにつながるが、これを「公平」と考えていいのかという問題提起がなされました。具体的には、評価の基準を、固定座標への到達とするか生徒自身の成

長度とするかということです。

後半の質疑では、既卒者でも在留資格を「家族滞在」から変更できた例があること、地方入管の恣意的な運用への抗議、奈良でも2018年2月に申請し「特定活動」へ変更した例があること、川口市のクルド人少女のいじめと多文化共生教育の重要性、移住連として省庁交渉のポイント、ネットワーク作りに関しても発言がありました。また、フィリピン人の妻の連れ子がいじめにあい、不登校となっており、日本語学習の場もないという切実な訴えもありました。最後に、参加していた高校生から、「困っている外国人がいることが勉強できた」との発言もあり、時間いっぱいまで熱心な討議が続き、密度濃い分科会は閉じられました。

3. 分科会を振り返って

大勢の参加者があり、4本の報告も具体的で示唆に富む課題提起でした。「家族滞在」など就労制限のある在留資格の高校生の進路保障に関して、救済措置の先事例を情報共有する必要性と救済制度の拡充や奨学金の対象拡大を求めていく必要性が確認できました。また、日本語指導が必要な生徒がどのような課題を背負わされているか、その課題解決のために学校内外がどのような取り組みをし、ネットワークを構築していくべきかも確認できました。

移住労働者が増加し、支援が必要な子ども・若者も増加していくことは確実です。教育課題や法制度の課題もより広く共有し、課題解決にむけた社会的ネットワークづくりを通して、子どもたちの未来を切りひらいていかねばなりません。この分科会で提起された課題と、参加者のつながりが、そのための力となることを願ってやみません。

[参考資料]

「新しい時代の初等中等教育の在り方について」

(2019年4月17日)

http://www / mext / go / jp/component / b_menu/shingi/toushin/_/_icsFiles/afieldfile/2019/04/18/1415875_1_1 / pdf

(黒田 恵裕)

改定入管法と地方自治体 ～総合的対応策を中心に～

1. 分科会の構成

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策と地方自治体

榎井 緑

総合的対応策をどのように受け止めているのか～外国人集住都市の経験から～

糸井 昌信

昨年の入管法改定に伴い、その第一条（法の目的）に出入国管理に在留管理が加えられ、名実ともに外国人の在留管理の強化が明確となった。その後、関係閣僚会議で「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が確定し、合計 126 の施策と 211 億円の予算が提示された。そこに示された各種施策は従来の 2006 年の「地域における多文化共生プラン」や『『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』と比べても新鮮味はない。ようやく国の施策として主管官庁が明示され予算措置がなされたものの、自治体の「持ち出し」も多く、財政がひっ迫する自治体では事業実施が困難も予測される。本分科会では、総合的対応策 2018 の問題点や自治体の対応について検討すべく、お二人からの報告を受け、その後会場参加者との質疑応答をおこなった。



2. 分科会の概要

分科会参加者：60 名

【報告1】

最初の報告は、大阪大学教員の榎井緑さんから「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策と地方自治体」という題でなされた。たとえば総合的対応策 2018 の目玉として打ち出された「多文化総合ワンストップセンター」にしても、“かけ声”だけで中身のないセンターが増えることにストップをかける必要があると指摘された。

報告者自身が関わってこられた大阪府豊中市は大阪北部に位置するベッドタウンである。総人口 40 万弱のうち外国人人口は 5 千人強と「外国人集住地域」ではないなか、行政の重視した人権政策のひとつに外国人住民の課題が据えられたことで「多文化共生のまちづくり」が進んできたといえる。同市では 1980 年には全国の先駆けとなる「外国人教育方針」を策定。1993 年には国際交流協会と国際交流センターを設立。国際化政策推進基本方針（2000 年）や多文化共生指針（2014 年）の策定といったフレームワークは少なからず重要であるが、豊中市では地域住民と共に積み上げてきた事業を経てはじめて公の施設が外国人住民にとって安心安全な場所として機能することを経験してきた。現在、国際交流センターの利用者は 8 万 5,000 人以上。うち外国人住民の占める割合は 4 割である。

国は自治体で実践されてきたことを十分に認識したうえで、「母語・母文化の保持」、「対等な機会・権利・義務の保障」、「国籍による差別撤廃」、「政治参加」といった最低限の基準を設け、自治体による「アタリ」「ハズレ」がある事態を改善していく必要があるという問題提起が報告者からなされた。そして、地域の現状に対応した政策を進めるだけではなく、今回の総合的対応策を検証し、国として示すべきナショナル・ミニマムが何であるかを政府に提言していく役割も重要であるとまとめられた。

【報告2】

二番目の報告は、群馬県大泉国際交流協会会長の

糸井昌信さんから「総合的対応策をどのように受け止めているのか～外国人集住都市の立場から～」という題で行われた。

群馬県大泉町は群馬県の東南に位置し、太田市・埼玉県熊谷市と隣接している。「工業の町」として発展したが、その一方で多くの中小企業が慢性的労働力不足に悩んでいたなか、1989 年より日系ブラジル人の受け入れを始めた。2018 年 12 月現在、総人口 41,785 人のうち外国人人口 7,623 人（18 / 24%）。国籍別では最も多いのがブラジル人（4,324 人）、ペルー人（965 人）、ネパール人（671 人）と続いている。在留資格では永住者（38 / 8%）、定住者（30 / 6%）であり、すでに外国籍住民の3分の2以上となっている。

大泉町（行政・教育委）としての主な取り組みは、ポルトガル語通訳の配置や広報発行、防災ガイド、マップの作製などである。また公立小中学校での日本語学級の設置、就学前説明会の開設や、国際交流協会として日本語講座や各国料理講座の開催なども行っている。さらに行政・他団体との協力事業として、ブラジル人学校の健康診断や学習支援なども実施されている。

群馬県全体では 2018 年 12 月現在、総人口 1,981,214 人のうち外国籍住民 56,597 人（2 / 9%）である。総人口全体が減少しているなか、外国籍住民は増加傾向にある。人口割合の多い自治体は、大泉町、伊勢崎市（5 / 9%）、太田市（5 / 0%）などである。これらの市町と群馬県ではワンストップセンターが設置されている。だが、11 言語対応はひとつの壁となっており、規模の小さい自治体では進んでいないことが課題としてあげられる。

【質疑応答から】

（1）「ワンストップセンター」の評価について

これまでの経験から、多くの国際交流センターなどは相談内容の課題整理をして、どこにつなぐのかを考えてきた。しかし、課題の多様さや担当窓口がそれぞれ異なるため、文字どおりの「ワンストップ」にはならない難しさがある。また、多言語情報といっても外国籍住民の権利に関する情報が少ない。相談のなかに

はメンタルを含むカウンセリングが必要な相談もあり、たんに「通訳配置」「翻訳機利用」で対応できるものでもない。これらも踏まえて「ワンストップセンター」の対応できるメニューの充実を考えていく必要があるだろう。

（２）外国籍住民の少ない自治体での取り組みについて

「ワンストップセンター」も外国籍住民多住都市が中心であり、今回の総合的対応策を実施するにしても、実施費用の2分の1ないし3分の1が自治体持ち出し分の事業も多いので、中小都市は財政事情を考えると手をあげにくい状況にある。

これまで外国籍住民の少なかった自治体で、今後増加が見込まれる自治体の多文化共生の取り組み方について、地域の実情をもっと詳しく知る必要がある。在留期間が1年、3年、5年でも更新していけば、やがて中長期にわたる在留者になっていく。永住に向けて、経済的格差解消など生活支援を考える必要がある。これらは決して外国籍住民多住自治体だけの問題ではないはずだ。

【まとめ】

今回の参加者は60名弱であり、入管法改定・総合的対応策への関心の高まりを実感した。

とはいえ、自治体職員・議員など直接の自治体関係者の参加が少なく、各地の総合的対応策の受け入れ・実施状況についての情報交換をするには不十分だった。また、時間的な制約もあり、総合的対応策に潜む「在留管理の厳格化」（施策番号93・94・95）などについては議論できず、問題提起に終わったことは残念であった。

討論を通じて、やはり国の制度設計の不十分性が浮き彫りにされ、自治体・国際交流協会などが手探りで対応を進めている現状が明らかになった。地域で共生できるための国の最低限の政策（ナショナル・ミニマム）として、①日本語学習支援だけでなく、母語・母文化保持の権利、②対等な権利・機会・義務の保障、③国籍による差別の撤廃、④地方参政権を含む政治参加の保障などを求めていく必要性を共有できたといえる。

（高柳 俊哉・山田 貴夫）



多様なルーツの人々をめぐるメディアと日常生活

1. 分科会の構成

近年の多様なルーツの人々をめぐるメディア報道について

下地 ローレンス吉孝

変わっていく日本を代表するのは誰か？メディア言説における『ミックス・レース』

Elisa Pellicano

多様なルーツの人々とメディア空間 『混血児』『ハーフ』をめぐる承認の不平等性とメディア制作の行方 ケイン 樹里安

ディスカッション

- ・ ケイン 樹里安 (非常勤講師、大阪市立大学都市文化研究センター研究員)
- ・ Elisa Pellicano (北海道大学)
- ・ 金村 詩恩 (ライター)
- ・ 小林 俊一郎 (AEQUITAS メンバー)
- ・ セシリア 久子 (HAFUTALK 共同代表)
- ・ 池間 昌人 (NHK アナウンサー)
- ・ エバデ・ダン 愛琳 (ドイツにて大学院在学中)
- ・ 下地 ローレンス吉孝 (非常勤講師)



2. 分科会の概要

参加者数：事前申し込み者は 61 名であったが、当日の会場は 72 名席がほぼ埋まっている状況で盛況であった。

【下地報告】

是川氏の論文によれば、日本国内における「国際児」の人口は 2015 年 10 月 1 日の時点で 84 万 7173 人にのぼると推計されるという。1990 年代の移民の増加などの社会情勢を背景に、多様なルーツを持つ子どもが日本で生まれ育つようになり、当事者や当事者支援団体、メディアは「ハーフ」に代わり「国際児」や「ダブル」、「ミックス」、「アメラジアン」などの呼称を生み出した^(注)。例えば「ダブル」は、2 つの言語や文化を持ち、「ミックス」は複数のルーツを持つとの意味で用いられるが、こうした呼称が表す範囲やそこに込められた意味、使用方法はさまざまで、当事者が肯定的に用いる場合もあればそうでない場合もある。

「ハーフ」といっても一枚岩にとらえることはできず、その歴史的背景や親の移動の経緯、人種・民族的なバックグラウンド、言語、国籍、ジェンダー、名前など様々な要素によってそのアイデンティティの持ち方や社会的立場が多様であることを確認した。

【Pellicano 報告】

「ハーフ」の人々をめぐるメディア表象をたどった。これまでメディアで称揚されてきたイメージは、欧米系（白人）でエリートで語学力が高いというイメージである。またアスリートでも活躍する選手が増えたが、日本との繋がりが過度に強調される一方で、「日本人には見えない」といった批判も続いた。また、アスリートの女性はいしばしば子ども化されて表象された。メディアでの問題点については、特にミスユニバースでは「日本代表にふさわしくない」といった批判や、国籍選択において外国籍を取得せざるを得なかった選手の説明がなされた。

【ケイン報告】

「ハーフ」という呼称について、様々な語りを提示しながら「実践としてのカテゴリー」がいかに人々の間で用いられているのかを明らかにした。また、メディア空間におけるヘゲモニックな「ハーフ」イメージを確認し、それらが「ハーフ顔」や「ハーフ顔メイク」といった形で再生産され氾濫する様子をデータから示した。「ハーフ」は役に立たつ / 立たないといった区分や、どちらに帰属すべきか / されるべきかといった「帰属の政治」（ロジャース・ブルーベーカー）が強くはたらく。

さらに、戦時中から現代に至るまでの「混血」「ハーフ」をめぐる歴史を概観し、繰り返されつつも変化していくハーフのメディア表象を確認した。特に 2000 年代になると当事者からの問題提起も活発になる。「日中ハーフあるある」の取り組みや、SNS を介したコミュニティにおける相互行為の場面を確認し、日常生活における「生きづらさ」を笑い飛ばすという当事者の実践、すなわち「ハーフあるある」という技芸の実践を明らかにした。それはセルトーの言うところの「表象の製造者ではないが実際にそれを使っている人びと」が「手をくわえている」実践であると指摘する（Certeau 1980=1987：14）。締めくくりとして、メディアに「飼い慣らされる」のではなくいかに共棲していくのか、誰が誰に向けてメディアを制作するのかといった問題提起がなされた。

【ディスカッション】

エバデ・ダン愛琳さんは、アフリカ系の「ハーフ」へと結び付けられるステレオタイプとしてスポーツなどの具体例を取り上げて自身の体験を語った。また金村詩恩さんからは、そもそも「ハーフ」という言葉やイメージに「在日コリアン」の存在が不可視化されていることへの問題提起がなされた。小林俊一郎さんは、「日本人」であり「アメリカ人」でもあり「ハーフ」でもあるというアイデンティティの複層性や多様性を指摘した。セシリア久子さんは自身の経験から二重国籍にまつわる体験やジェンダーと人種にまつわるステレオタイプを語った。池間昌人さんは、アナウンサーという立場でのメディア発信という観点から、後続世代

にいかにも暮らしやすい日常をつくっていくのか発言した。

3. 分科会を振り返って

日本社会では60年代～80年にかけて「日本人」をあたかも単一民族であるかのように語る「日本人論」が大量に生み出された。その効果として、「混血」や「ハーフ」と呼ばれる人々の歴史や、一人一人の人生の語りは不可視化され続けてきた。

かれらの歴史や人生の生き様は、すでに日本社会が多様である、という現実を鮮やかに映し出す。社会に根強い偏見や差別を紐解いていくことで、多様な人々が暮らす社会の実像をしっかりと認識し、これらの諸問題への解決策を様々な論点や方法から発信しつづけていく必要がある。

[参考資料など]

是川夕, 2018, 「日本における国際人口移動転換とそ
の中長期的展望——日本特殊論を超えて」 移民政策
学会『移民政策研究』(10): 13-28 .

• Certeau, de Michel (1980) Art de Faire, Union
Generale d' Edition . (= (1985) 山田登志子訳『日
常的实践のポイエティック』、国文社)

(注)「ハーフ」と呼ばれる人々に対する各呼称はさ
まざまな歴史的状況の中で使われる用語としてカッコ
書きで表記する。

(下地 ローレンス吉孝)



逆境を乗り越えてきた人たちと共に考える未来 ～認定を待ち続ける難民申請中の若者たちの声から～

1. 分科会の構成

逆境を乗り越えてきた人たちと共に考える未来

～認定を待ち続ける難民申請中の若者たちの声から～

渡部 清花

2. 分科会の概要

私たち NPO 法人 WELgee は、難民の若者たちとともに、自らの境遇に関わらず、共に未来を築ける社会をつくっています。

難民という言葉から、「貧困、かわいそう」などのネガティブなイメージを連想されることが多いです。しかし、これまで描かれてきたイメージとステレオタイプとは違い、国を逃れ希望や平和を求めて日本にやってくる前には、自国でビジネスにおいて成功していたり、夢に向かって努力をしてきた難民が大勢います。ユニークな個性の宝庫である「難民」、私たちはその秘められた可能性と日本社会を結び付け、難民の若者の仕事を作る活動をしています。

難民認定への道のりはとても過酷なものです。日本

は、難民認定・難民庇護に関して、先進諸国の国際標準から大きく離れていると言われています。2018年の1年間で10,493人の難民申請者が来日し、そのうち難民認定を受けたのは全体の0 / 4%である42人のみでした。日本の難民認定率は1%にも届きませんが、国際的には、難民庇護が重要な課題であることが広く認識され、例えばEUでは、約4割の庇護申請者が保護の対象になっています。

従来、難民申請者が日本で安定して暮らせる希望の道は、認定を待ち続けることしかありませんでした。その道のりは何年にもわたります。認定される保証もなく、収容される恐怖とも隣り合わせです。しかし、彼らが自分の能力を発揮し、日本の企業に就職することで難民認定だけではない新たな選択肢を増やすことができます。そのため私たちは政府による難民認



定のみではなく、企業に必要とされるスキルや個性を活かしたキャリアパスで、将来への道筋を切り拓くブレイクスルーを作ります。

分科会ではアフリカ出身で難民申請中の青年2人もプレゼンテーションを行いました。一人は、海外に4年間留学経験もあり、将来は国際的なビジネスに携わりたいと熱意溢れるAさん。もう一人は、母国では医者として活躍し、日本でも医療を学び、将来母国に最新設備の病院を開業したいという野望を抱くGさんです。

「難民」という言葉から連想される「難民キャンプ」にいる、可哀そう」そんなイメージとはかけ離れた、さわやかで優しい目をした二人の話に、会場からも質問がたくさん上がりました。

「なぜ日本へ来たのですか？」という会場からの質問に、「日本は銃もなく、民族間の衝突も、人種差別もない平和な国だと聞いていたから。」とGさんは答えました。日本は難民条約にも加盟し、世界で最も安全な国として知られています。一方で、日本の入国管理を取り巻く状況は決して「平和」とは言えません。しかし、彼らは「僕たちが今生きていられるのは、日本にいるから。日本に何か良いことをしたい」、そう言葉を続けます。意外にも、彼らは日本の対応について不満をぶつけようとはしません。彼らは今、日本とともに未来を描こうとしています。知識も教養もある彼らが日本社会で活躍することは、人手不足で頭を悩ませる日本社会にとっても、大きな力となるでしょう。

3. 分科会を振り返って

普段私たちが主催するイベントでは、参加者は大学生を中心とした20代が大半を占めます。しかし今回は若者だけでなく、ベビーカーを押したお母さん、会社勤めの傍らボランティア活動をされる会社員の方、外国人のご友人がいらっしゃるおばあちゃん世代まで、かなり幅広い年齢層の方々、約40名にご参加いただきました。中には、移民・難民の方々に携わってこられたエキスパートの方々も多数いらっしゃいました。

グループワークでは、海外での事例やご自身の経験を織り交ぜた、一歩踏み込んだ議論がなされていたことが印象的でした。様々な団体に所属し、何らかの活動に参加されている方が多かったため、「あの団体ではこんな学びの機会があるよ」、「私、休みの日はボランティアで日本語を教えているんだ」といった、情報交換の場にもなっており、参加者同士のインタラクションも非常に活発に行われていました。ここで知り得た情報や人脈がこれからのより良い変化に繋がっていけば、とても嬉しく思います。

NPO法人WELgeeは、Talk with（日本人との対話の場をつくる）、Live with（日本人と共生し、次のステップを模索する）、Work with（働くを通じて自らの専門性と経験を生かす）を3本の柱として活動しています。Talk withでは、「難民と共に」をモットーに、より多くの人々が「難民と出会い、語る場」であるサロンを毎月運営しています。Live withでは、約2か月に1度、難民申請者と日本人が暮らす千葉ハウスでのキャンプワークを開催しています。これから、何かしてみたい！もっと難民の方とお話してみたい！と思った方は、ぜひご参加ください。（NPO法人WELgee 齊藤 芙美）



「働く現場」で求められる「日本語教育」 ～まずは知ることから～

1. 分科会の構成

- ① 報告1「技能実習生と日本語教育」(きぼう国際外語学院(栃木県)主任講師 栗又由利子)
- ② 報告2「介護分野の日本語教育」(首都大学東京オープンユニバーシティ講師 野村愛)
- ③ 上記報告を受けての質疑応答

※当初予定していた鈴木隆史さん(株式会社栄鋳造所 代表取締役)による報告3は急な事情でとりやめとなった。

2. 分科会の概要

今回のフォーラムでは、初めて「日本語教育」をテーマとした「分科会」が設けられたことから、まずは、日本で働く外国人に対してどのような日本語教育が実際に行われているかを「知る」ことに重きをおいた。すでに多くの実践が重ねられてきている「技能実習」の分野、「介護」の分野の日本語教育をとりあげ、その現場に深く関わる栗又由利子さん(きぼう国際外語学院(栃木県)主任講師)、野村愛さん(首都大学東京オープンユニバーシティ講師)にご登壇いただいた。当日の参加者は約60名。地域での日本語教育に関わる方々の参加が目立った。

① 報告1「技能実習生と日本語教育」

きぼう国際外語学院(栃木県)

主任講師 栗又 由利子

報告者の栗又さんが主任講師をつとめる「きぼう国際外語学院」は、技能実習生への日本語教育に特化した、全国でも珍しい形態の日本語学校である。技能実習生は来日してすぐに同学院に入学し、1か月の間に約100時間から120時間に及ぶ日本語教育を受けることとなる。

同学院は、「仕事ができる日本語の習得」「実習先でかわいがってもらえる日本語の習得」「実習先で自分の命を守る日本語の習得」という3つの教育目標を



掲げている。「かわいがってもらえる日本語」について、栗又さんは「たとえばパートのおばちゃんが、缶ジュース1杯、おごりたくなるような、そんな人間関係をつくれる日本語」と説明していた。また、「自分の命を守る日本語」に関連して、「赤や緑という色の勉強をしたとしても、『赤いランプ』か『緑のランプ』かを間違えてしまえば、場合によっては大きな事故やけがにもつながりかねない」「『どけ』『邪魔』という表現も学校内であえて使う」という話があった。

具体的な日本語教育の内容について、以下があげられた。

- ・初級文法を「使える」ようになる
- ・自然な日本語に慣れる
- ・指示に従える
- ・わからないことを伝えられる
- ・生活に必要な言葉を覚える

きぼう国際外語学院においては、学校にいる時間は常に「就業」時間であり、教室に限らず、学校内にいる時間は全て実習生の日本語習得を意識して言葉のやりとりが重ねられている。彼らが実習先で少しでも気持ちよく仕事に励めることを願って研修をしている様子が、栗又さんのお話から伝わってきた。

② 報告2「介護分野の日本語教育」

首都大学東京オープンユニバーシティ

講師 野村 愛

野村さんからはまず、非常に複雑になっている「介護施設で就労可能な外国人」について説明があった。「日系定住者」「日本人配偶者」に加え、「EPA 介護福祉士・候補者」、「在留資格『介護』」、「留学生（介護福祉士養成校）」「技能実習生」「特定技能」と、様々な在留資格で介護施設に関わる外国人がおり、それぞれに定められる「在留資格」や「在留年限」、「日本語能力」等のお話があった。

「外国人介護人材に求められる日本語」として以下があげられた。

- ・日本で生活するための日本語（一般の日本語）
- ・介護現場で仕事をするための日本語
(→すべての外国人介護人材)
- ・介護福祉士国家試験合格のための日本語

※継続して就労するための要件

(→EPAの制度、在留資格「介護」)

※キャリアアップのため(→日本人配偶者等)

求められる日本語も、また、「来日前（送り出し国）」「来日後」「就労後」という各フェーズにおける日本語教育の目的も、それぞれの在留資格により異なることが説明された。また、介護現場では、「話す・聞く・読む・書く」の総合的な日本語力が求められており、同時にそこで求められる日本語は、いわゆる「日本語能力試験」で測られる日本語ではないことへの言及もあった。さらに、介護人材は現場で業務をこなしながら日本語を習得しており、「助けてもらうための日本語」も重要であるという指摘があった。

EPA 介護福祉士候補者に対する日本語教育において、一つの大きな特徴は「介護福祉士国家試験合格」を目指すという点である。その目標を達成するために、「計画を立てたり、様々なリソースを活用したり、調べたり、周囲の助けを得たりしながら、自ら学んでいく、自律学習能力」が求められる。実際に野村さんが携わる『介護の専門日本語講座』の紹介もあったが、彼らのモチベーションを維持し、同時に彼らがもてるリソースを最大限有効に活かしていけるように組み立てられた講座の実践は説得力のあるものであった。

③ 上記報告を受けての質疑応答

参加者の方々からは様々な質問が寄せられた。

いくつかを記す。

- ▶ 「働くこと」「暮らすこと」に加えて「雑談する力」が必要かと思うが、そのような力はどのように養われるだろうか。
- ・ まずは日本人から話しかけられやすい雰囲気を作り出すこと、また「昨日、何食べた?」「何時に起きた?」というような簡単な日本語に即座に答えられるような練習を続けている。(栗又)
- ・ まず時間が必要。日本人側がどのように話しかけたらよいか分からずにいる状況も見受けられる。「『どこから来たの?』『フィリピンはどんな国?』とい

ような簡単な質問でよいこと」を伝える。また、就労開始前の研修を日本人スタッフにも一緒に受けてもらうなどして、話しかける「きっかけ」をつくっている。(野村)

- ▶ 来日前の研修で使われている教材には、たとえば「馬鹿野郎と言われたら、『すみません』と答え、笑顔を見せてはいけません」というような記述も見られる。批判もあるが、実習をやり終えるために、しかたなく出てきている記述でもあろう。日本語教育に携わる立場でそのような状況にどのように関わっていこうとしているか、また、受け入れの日本人側を「こう変えていきたい」ということがあれば教えていただきたい。

- ・ 受入側日本人への支援、研修が少ないのは事実。様々な地域で、それぞれのニーズに応じた研修ができるのが良い。そのためには、現場(当事者)からの声があがってくる必要がある。体系的に考えていく必要がある。同地域にある受入れ施設の横のつながりもできると良い。(野村)
- ・ 実習生についてブラックな企業は、そもそも企業自体がブラックだと思う。企業自体の意識改革は必須である。そのためには、一つ一つ声をあげていく、あがっていくことが必要ではないか。また、教科書の記述は、彼らがおかれた環境の中で、現場で実習をやり終えるために導き出した彼らなりの「正解」なのだと感じる。(栗又)

- ▶ ある調査を行った時に、自身の体調不良を申し出ることができず、非常に辛かったというような話が出ていた。実際にどのような対策が考えられるだろうか。

- ・ 様々な経験や意見が共有された。日本語教育の場でも、「体調不良を訴える『日本語』を学ぶだけでなく、『自身の健康管理』をすることの必要性を認識し、また実際に困ったときに『〇〇に連絡してよいのだ』という仕組みを理解する」研修としている(栗又)。「『日本語教育』を超えた『サ

ポート体制』をしっかりとつくっていく」ことも必要である(野村)など。

- ▶ 「かわいがってもらえる日本語」とは。実習生の反応はどのようなものか。

- ・ 彼らが母国に帰る時に気持ちよく帰れるのはどんな時だろうと考えた。職場で優しくしてもらえたら、良い思いを抱いて帰国できるのではないか。「日本には日本の企業文化がある。優劣の問題ではない。『時間を守る』『挨拶をする』『嘘をつかない』などができれば、日本の職場では受け入れられやすい。気にいらないこともあるかもしれないが、そうした方が双方に気持ちよく働くことができるだろう」ということを母語でも情報として伝え、最後は実習生一人一人が判断する。実習生からとくに否定的な反応はない。(栗又)

3. 分科会を振り返って

栗又さん、野村さんの発信から「働く現場で求められる日本語教育」について、以下が改めて確認された。

1. 「技能実習生」であれ、「介護人材」であれ、現場に入ったその日から業務を遂行していく必要ある。そのために現場で求められるのは、当然のことながら「働くために必要な日本語」である。日本語能力試験でいえば「難易度が高い」と考えられる語彙や表現であったとしても、働く現場で求められる以上、その習得は必須である。
2. 栗又さんが「わからないことを伝えられる日本語」、野村さんが「助けてもらうための日本語」と表現しているように、現場では相手(周りの日本人)から「引っ張り出す」日本語の力、その姿勢が必要とされる。
3. 日本語教育については、「来日前」「現場に入る前」「現場に入ってから」というそれぞれの段階で効果的に行われる必要があり、その連携が重要である。

4. 一口に「技能実習生」「介護人材」と言っても、どのような現場に、どのような在留資格で関わるか（介護人材の場合）により、求められる日本語力は様々ではない。
5. 栗又さんが「かわいがってもらえる日本語」、野村さんが「助けてもらうための日本語」と表現する中には、現場での良好な人間関係の構築の重要性が示されている。

今後の課題として、以下があげられる。

1. 外国人人材が働く現場で活躍できるためには、外国人が日本語の学習に励むだけでなく、受入側（就労先）の努力も不可欠である。現場の日本人が彼らに分かりやすい日本語でやりとりができるようになる、異なる文化を理解し、受け入れようという姿勢をもつ、彼らが働きやすい職場の環境を整備するなど、大いに検討が必要である。
2. 外国人人材が働く現場で活躍できるためには、日本語教育に携わる者と受入側（就労先）が、共に「人材を育成する」という視点をもち、連携を強化していく必要がある。
3. いわゆる「働くための日本語」教育に携わる者には、日本語教育に関する知識や技能だけでなく、より広い意味でのコミュニケーション能力を育成する力、人材を育成する視点が求められる。このような分野で活躍できる日本語教育人材の育成が急務である。
4. 「働くための日本語」教育について、その実践から得られた知見が蓄積し、共有されていかなければならない。さらにその知見が従来の「日本語教育」の枠を超え、分野横断的に広く共有されていくことが重要である。

今回のフォーラムで「日本語教育」の分科会が設けられたことは、外国人人材が働く現場で活躍するために、とても大切な第一歩であったと実感している。

〔参考資料など〕

- ・ 「日本語教育の推進に関する法律の施行について（通知）」（文化庁）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/1418260.html
- ・ 「規制改革推進に関する第5次答申～平成から令和へ～多様化が切り拓く未来～」（規制改革推進会議）
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/190606/toshin.pdf>
- ・ 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文化庁）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/chiikininhongokyoiku/
- ・ 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告案）改定版」
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/kokugo_kokugo_70/pdf/r1414272_04.pdf
- ・ 『外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック』（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000497111.pdf>
- ・ JF 日本語教育スタンダード参照『介護の日本語 Can-do ステートメント（KCDS）』
<http://nihongo.hum.tmu.ac.jp/KCDS/>

（矢崎 理恵）



収容・仮放免の課題と克服

1. 分科会の構成

- ・ 英国の収容施設、視察委員会及び収容からの解放 弁護士、ハマスミスの誓い 代表 児玉 晃一
- ・ 『ハマスミスの誓い』設立経緯及び活動報告 弁護士、ハマスミスの誓い 事務局長 本多 貞雅
- ・ 仮放免不許可処分取消訴訟勝訴判決報告 弁護士 浦城 知子
- ・ 参加者による各地の実情意見交換

2. 分科会の概要

(1) 分科会の趣旨

収容及び仮放免を巡る状況は、ここ数年、悪化の一途を辿っている。2018年2月に入管局長は、仮放免条件に反した者などについては原則として仮放免を許可しないことを記した法務省入国管理局長指示を発出し、仮放免許可の数も激減している。また、入管収容施設内での死亡事件、自殺案件も後を絶たない。2019年3月には、東京入国管理局で収容中の男性が、

命の危険を訴え、外部診療を要請したにもかかわらず、当局が対応しなかったことから、外部の者が救急車の出動を要請したのに、当局は2度に亘って搬出を拒否するという事態が起こった。これらの事態を受けても国は抜本的な措置を講じておらず、入管収容は処遇面でも多くの課題を抱えている。

本分科会では、英国の裁判所による入管収容からの保釈制度の紹介、「全件収容主義と闘う」ことを掲げて5年前に設立された弁護士集団「ハマスミスの誓い」の活動内容の紹介、2018年8月に出された仮放免不許可処分取消請求事件で勝訴判決を獲得した



担当弁護士からの報告を受けた後、参加者と意見交換をおこなった。参加者数は40名ほどで、会場が満席になる盛況ぶりであった。

（2）児玉晃一弁護士報告

はじめに、ハマスミスの誓い代表・児玉晃一弁護士が、日本の仮放免制度と対比しながら、英国の裁判所による入管収容からの保釈制度（2012年、2014年視察時のもの）の紹介をおこなった。

日本の仮放免制度は、申請してから結果が出るまでに1か月や2か月かかるのが常態で、不許可の場合も理由は一行程度しか示されない。また、申請者が申請書を直接持参しなければならない、例外的に弁護士が申請する場合に郵送が認められているに過ぎない。

英国では保釈の申請を裁判所が取り扱う。保釈の申請はFAXでできる。申請から3営業日以内に公開法廷でヒアリングがおこなわれる。被収容者本人は収容施設からモニターを通じてこのヒアリングに参加できる。公開法廷なので一般の傍聴も可能である。ヒアリングの前日には入管側から保釈が不相当と考える理由などのサマリーが裁判所と申請者に送られて来る。

日本は仮放免の申請をしたら結果が出るまでずっと待たされるだけであり、英国では上記のとおりであり、手続の透明性が全く違う。

また、ヒアリングがおこなわれるまでの期間のみならず、決定やその後の解放までのスピードも全く違う。児玉弁護士が見たケースは、ヒアリングを1時間ほどおこなったのち、裁判官がその場で保釈を許可すると宣言し、モニター越しに入管施設の職員を呼び、決定のFAXを送信するので30分以内に解放するようにと命じたとのことである。保証金制度も、許可時には納める必要が無く、実際に保釈後に逃亡した場合に請求されるとのことである。

これほどの違いが存する理由の一つは、そもそもの出発点が日本と違う点にある。保釈を担当する裁判官のためのガイドラインがあり、そこでは保釈を許可することが原則とされ、「人身の自由は基本的な人権。出入国管理の対象になる人であっても変わらない。」という一文が冒頭に掲げられている。

日本も、身体を拘束する機関と、身体の解放を判

断する機関を別にするという仕組み自体の改正が必要であり、東京弁護士会が発した入管法の法改正を求める意見書を紹介した。

（3）本多貞雅弁護士報告

次に、ハマスミスの誓い事務局長の本多貞雅弁護士が「ハマスミスの誓い」設立の経緯と活動の報告をおこなった。

入管は在留資格の無い外国人は原則として収容するという、法に明文の無い「全件収容主義」という解釈をとっている。報告者らは、英国を視察してそのことが如何におかしいことかを実感し、弁護士として裁判を通じて全件収容主義と闘うことを宣言し、「ハマスミスの誓い」を設立した。

ハマスミスの誓いの活動は、「伝える」「学ぶ」「闘う」の三つを柱としている。第一の「伝える」に関しては、英国の収容施設の現状や日本の現状について報告する活動をしている。また第二の柱である「学ぶ」については、勉強会を行い、国際条約や過去の判例などを勉強している。

第三の柱である「闘う」として、裁判を提訴したり、共通の裁判用書面を作って準備したりなどの活動をしている。2015年から、仮放免不許可処分取消請求訴訟を9件起こし、そのうち5件は判決前に仮放免を得た。しかし2016年後半から、提訴されたから仮放免をするという姿勢は消え、敗訴判決が続いた。この流れの中で2018年8月28日、勝訴判決を得た。

そこで2019年4月、7人の原告で一斉に提訴した。昨年8月の勝訴判決の流れを止めないで活かしていきたいと考えている。今後は大阪や福岡でも提訴する予定である。

（4）浦城知子弁護士報告

次に、浦城知子弁護士から、2018年8月28日の仮放免不許可処分取消訴訟勝訴判決に関する報告がなされた。

原告側は、退去強制令書に基づく無期限収容の不当性、収容は送還準備のためのものであるという目的論を主張した。また訴訟中に原告が拘禁性うつ病と

診断されたため、その点からも主張を展開し、入管施設内で本人を診察した医師の証人尋問も実施した。

判決までに提訴から2年が経過した。勝訴判決ではあったものの、入管収容の目的論の部分では原告の主張が認められなかった。国の広い裁量が認められてきた仮放免において勝訴判決を得て、国にプレッシャーを与えることができたことは良かったが、示された判断基準はかなり厳しかった。

今後、人身の自由が大原則である共通認識を作っていくのが課題である。また、入管が主張する「在留活動の禁止」という収容の目的論は改めさせる必要がある。

(5) 質疑応答と意見交換

以上の報告後、参加者との間で質疑応答と意見交換を実施した。

参加者から勝訴判決が他の裁判へ与える影響について質問があった。

この質問に対して報告者から、個々の事情で勝訴する裁判例には目に見えて大きな波及効果はないかもしれないが、裁判官に対しては過去に1件でも勝訴判決があることが与える安心感の大きさが解説された。また、難民認定制度が導入されてから勝訴判決が出るまでに長い時間を要したこと、その後さらに時間をかけて、地裁のみならず高裁でも勝訴判決が出るようになった経過などが解説された。報告者は入管行政に広範な裁量を認めている「マククリーン判決」も、1件1件の勝訴判決の積み重ねで克服したいと考えているとのことであった。

参加者からは、被収容者には拘禁性うつ病と思える者も多く、収容によって健康状態が悪化しているという理由で仮放免が認められるならば、医師の協力を得て一般論化することができるのではないかという意見も出された。これに対し、児玉弁護士から、難民申請者の収容の問題を扱った『難民研究ジャーナル第8号』（編集難民研究フォーラム）が紹介された。

さらに参加者から、仮放免申請時に医師の意見を活用する方法についての質問があり、報告者から内部診療についての情報提供書の活用などが示された。

3. 分科会を振り返って

本分科会は会場が満席になり、また参加者の年代や所属も多様で、この問題に対する関心の広がりを感じられた。本分科会では、日本と比べ物にならないほど進歩している英国の制度が紹介されるとともに、日本において裁判を通じて状況を改善するための最前線の活動が紹介された。質疑も活発になされ、関心の高さとともに、報告に刺激を受けている様子が窺われた。

裁判を通じて状況改善を目指すことは決して容易ではないが、他国の実状や、積み重ねられた先達たちの努力と成果を振り返り、また会場の熱意にも触れ、必ず前進する 때가来ると、気持ちを新たにできる分科会であった。それとともに、この問題に対する関心の広がりが高まりはこの問題を解決に導く重要な要因であり、このような報告の機会を持つことの重要性を認識する機会でもあった。

(弁護士 東城 輝夫)



サプライチェーン上の人権侵害を中心に

1. 分科会の構成

- ・ 日本企業が関連するサプライチェーン上の人権侵害事例

佐藤 暁子 弁護士 ヒューマンライツ・ナウビジネスと人権プロジェクトチーム所属
ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク運営委員

- ・ シャープ亀山工場における外国人労働者3000人雇い止め問題

神部 紅 ユニオンみえ

- ・ ビジネス弁護士の視点から見た、企業のサプライチェーンの適正化を図る動き

蔵元 左近 弁護士 ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク運営委員

司会・モデレーター：小川 隆太郎 弁護士・ヒューマンライツ・ナウ事務局次長



2. 分科会の概要

本セッションには、NGO 関係者、企業関係者、弁護士など幅広い層から 40 名程度の参加があった。

佐藤暁子弁護士からは、人権 NGO ヒューマンライツ・ナウなどが明らかにした日本企業が関連するサプライチェーン上の人権侵害事例についての紹介があった。具体的には、日本のファッションブランドの東南アジアの縫製工場における人権侵害の事例や、日本の食品会社が、東南アジアにおいて移住労働者を搾取して製造された製品を輸入している事例が報告された。

神部氏からは、2018 年末、シャープ亀山工場（三重県亀山市）において、Apple 社の製品であるスマートフォン、iPhone の製造を行っていた日系外国人労働者 3000 人が雇い止めになった問題についての報告があった。シャープ亀山工場は現在、台湾企業の傘下に入り、サプライチェーン上の人権侵害は東南アジアのみならず、日本国内でも発生していることについて鋭い問題提起があった。続いて、蔵元左近弁護士は、企業のサプライチェーンの適正化を図る動きについて、ビジネス弁護士の視点からの解説を行った。

3. 分科会を振り返って

サプライチェーン上の人権侵害を防止するための法制度の必要性が改めて確認され、こうした法制度を作るためにも、発言者や会場からも日本の市民がサプライチェーン上の人権侵害に関心を持つことが必要だという指摘がなされた。また、最近では、日本の大手企業の認識としても、国際・国内両面でのルール化の進展に加えて、サプライチェーン上の労働者の保護の問題に適切に対応しないと、メディアからの批判を受けることについての認識が広がってきているとの指摘もあった。

（金 昌浩）



みんなで人種差別撤廃条例をつくろう

1. 分科会の構成

- ・はじめに「ヘイトスピーチ／人種差別とは」佐藤 信行
- ・報告「ヘイトスピーチの現在、ネット上のヘイトスピーチ規制の立法化」明戸 隆浩
- ・報告「人種差別撤廃法・撤廃条例立法化の現在」師岡 康子
- ・質疑応答とまとめ

2. 分科会の概要

- ・参加人数：57人

はじめに

◆2016年、ヘイトスピーチ解消法が施行され、ヘイトデモは減少したものの、ヘイト街宣は各地域に拡散

し件数が増加。また、ネット上のヘイトスピーチは野放し。さらに、法務省『外国人住民調査報告書』（2017年3月）に示されている外国人住民に対する人種差別の過酷な実態に対して、政府は人種差別撤廃法の立法化も国内人権機関の設置も図ろうとしていない。このような状況に対して国連の人種差別撤廃委員会は2018年8月、断固とした是正措置をとるよう日本政府に求めた。



明戸報告

◆2019年4月に改定入管法が施行されたが、「これは移民政策ではない」というタテマエのもとで、外国人の人権問題は意図的／無意識的に無視され続けている。一方ヘイトスピーチ解消法は、その対象を差別的な言動に限定しており、本来その前提となるべき人種差別全体に対してはいまだ包括的な禁止法がない。たとえば技能実習生の問題は、労働基準法違反など一般的な人権侵害であると同時に、「技能実習生だから」という理由でそうした侵害がよりひどくなる人種差別の問題でもある。

◆法務省では、解消法で規定する「差別的言動」の具体的な事例について、2016年に各自治体に配布した「参考情報」で、3つに分けて説明している。

- (a)「その生命、身体、自由、名誉もしくは財産に危害を加える旨を告知」すること、たとえば「〇〇人は殺せ」「〇〇人を海に投げ入れろ」「〇〇人の女をレイプしろ」など。
- (b)「著しく侮蔑する」こと、特定の国・地域の出身者を蔑称で呼ぶことや、差別的・軽蔑的な意味で「ゴキブリ」など昆虫・動物・物にたとえることなど。
- (c)「地域社会から排除することを煽動する」こと、たとえば「〇〇人はこの町から出て行け」「〇〇人は祖国へ帰れ」「〇〇人は強制送還すべき」「〇〇人は全員犯罪者だから日本から出て行け」「〇〇人は日本を敵視しているのであるから出て行くべきだ」など。

いまだに「何がヘイトスピーチか判断する基準がない」などと言われることがあるが、まずはこの「参考情報」の内容をふまえつつ、不十分な点について指摘していく必要がある。

◆解消法や「参考情報」が念頭に置いているのはデモや街宣におけるヘイトスピーチで、選挙運動期間中の言動についての扱いは不透明だった。これを利用す

る形で在特会前会長が2016年7月、東京都知事選挙に出馬、選挙運動中にヘイトスピーチを繰り返しながら10万票超を獲得。そのため2019年の統一地方選挙を前に、法務省は「選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的言動について」という通知を出し、「選挙運動等として行われたからといって、直ちにその言動の違法性が否定されるものではありません」と明記。また警察庁も同じ内容の通知を出し、選挙運動だからといって不当な差別的言動の違法性が否定されることはないことを確認。

◆インターネット上のヘイトスピーチについては、解消法成立の際の国会附帯決議で触れているのみであり、法務省はサイト運営者へ削除要請などを行ったが、制度的な形でそうしたことが行われているわけではない。また、被害者による申し立てが前提で、不特定の集団に対するものも受理されていない。大阪市では、解消法施行に先立ってヘイトスピーチ対策条例を成立させているが、条例レベルではサイト運営者に投稿者の氏名開示を行わせることは難しいとして、国に法改正を求めている。

◆こうしたネット上のヘイトスピーチは、ヘイトスピーチ問題の一環であると同時に、「ネット上の人権侵害」というテーマの重要な論点でもある。実際、インターネットが社会的なインフラとして完全に定着し、「ネット社会の健全性」「ネット企業の社会的責任」といったことが重要な焦点になりつつある中、ネット上の人権侵害に対してどのような法的対応をとるかということは諸外国でも喫緊の課題になっている。日本にはこうした問題に対応する法律としては現在プロバイダ責任法しかなく、そこでは権利侵害についてごく簡単に触れているのみ。ネット上の人権侵害には匿名の発信者の情報開示や削除要求など共通する課題が多く、領域を横断したネット上の人権侵害対策法の必要性が高まっている。

◆以上のようにヘイトスピーチは、解消法単体で対応できる問題ではなく、入管法や公職選挙法、あるいはネット関連の法律と関連した複雑な問題となっている。また理念的にも、人種差別や選挙の自由、ネッ

ト社会の健全性といった幅広いテーマと関連させながら包括的に考えていくことが必要である。

師岡報告

◆関係省庁の取り組みとして、

① 法務省人権擁護局は2016年末、要望のあった地方公共団体に対し、公共施設利用制限及びヘイトスピーチの具体例についての「参考情報」その1・その2を送付。2019年3月8日、通知「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」、同年3月12日、事務連絡「選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的言動について」を出す。

② 総務省は、インターネット業界団体の「違法情報等対応連絡会」による「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の解説にヘイトスピーチ解消法を盛り込む。

③ 警察・検察は2016年6月3日付けで通達。デモ届出時点でヘイトスピーチをしないよう注意したり、デモ中に解消法の条文をアナウンスしたり、カウンターへの敵視一辺倒の態度が変化、カウンターの逮捕者数は激減。また2019年3月28日事務連絡「選挙におけるヘイトスピーチについて」。

④ 文科省は2016年6月20日付けで通知。……総じて政府の対応はあまりにも不十分である。

◆一方、地方自治体における解消法実効化の取り組みは、次のように進んでいる。

◆公共施設の利用制限として、

① 川崎市は2016年5月30日、公園利用を拒否。2018年3月、解消法に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドラインを施行。ただし、言動要件と合わせて迷惑要件を設けたため2018年6月及び12月、(ヘイト集団)日本第一党最高顧問らによる公共施設での集会利用申請に対して、警告付き許可となった。

② 京都府人権教育・啓発施策推進懇話会は2018年

4月、「京都府の公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」施行(迷惑要件は選択的)。

③ 京都市は2018年7月に京都府と同様のガイドライン施行。

④ 東京都は2018年10月成立の東京都人権条例で公共施設の利用制限を規定、審査会で川崎型の要件決定、2019年4月施行。

⑤ 京都府宇治市は2019年3月にガイドライン施行。

⑥ 京都府亀岡市は2019年4月にガイドライン施行。

⑦ 東京都江戸川区、愛知県などではガイドラインではなく占用基準や利用者規約を改定して利用制限。

◆条例制定・改正として、

① 大阪市はヘイトスピーチ抑止条例を2016年1月制定、同年7月全面施行。審査会がヘイトスピーチを認定し公表。

② 香川県観音寺市は2016年12月「まちなか交流駐車場の設置及び管理に関する条例」を制定してヘイトスピーチを禁止。2017年6月「公園条例」を改正しヘイトスピーチ禁止条項+過料。

③ 東京都世田谷区は2018年4月「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」施行。国籍、民族による差別的取扱いの禁止を明記。

④ 東京都は2018年10月にオリンピック人権条例制定、大阪市条例と川崎市ガイドラインを合わせて薄めた内容。

⑤ 国立市は2018年12月、「国立市人権・平和基本条例」成立。差別禁止条項と救済手続き規定を設ける。

⑥ 神戸市、2019年3月、議員立法で「外国人に対する差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例」案提出。

⑦ 川崎市は2019年3月に条例骨子案作成、パブコメ募集、2019年度中に制定予定。

⑧ 神奈川県は2018年7月、県知事がヘイトスピーチ対策検討を要請し、県有識者会議でヘイトスピーチ禁止条例制定を求める意見書。

⑨ 名古屋市は2017年3月、副市長が「条例制定向け課題の整理に取り組んでいく」と答弁。

⑩ 相模原市は新市長が2019年4月、ヘイトスピーチ規制条例制定に前向き発言。

◆条例制定にあたっては東京弁護士会が2018年6月に発表した「人種差別撤廃モデル条例案」が参考になる。そこでは、ヘイトスピーチ対策のためにも人種差別全体に取り組むことが不可欠であるとの認識から、禁止条項+制裁規定を設けて、被害者救済および適正な運用の確保のため、救済制度と第三者機関による審査手続きを定めている。

3. 分科会を振り返って

この4年間でヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法、アイヌ施策推進法、そして入管法的大幅な改定と総合的対応策の策定……と、日本におけるマイノリティ政策は大きく動いているかのように見える。しかし肝心の、包括的な差別禁止法も国内人権機関も欠落したままである。

この分科会で議論された地方自治体のさまざまな取り組みと可能性は、フォーラム後の6月24日に川崎市による「差別のない人権尊重のまちづくり条例(素案)」として、川崎に住むすべての住民に提案された。そこでは「ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例」とし、かつ「ヘイトスピーチに対しては、罰則等をもって規制する条例」案となっている。この条例が実現し、他の自治体に広がっていくこと、そして国政レベルでは人種差別撤廃基本法の制定と国内人権機関の設置について真摯に議論されることが、いま必要なのである。

(佐藤 信行)



母語教育と外国人の生活 ～母語、困窮そして自立生活～

1. 分科会の構成

- ・ 外国人のすまいと生活の現状 ～新外国人を迎えて～

かながわ外国人すまいサポートセンター 理事長 裴 安

- ・ バイリンガルを目指して ～多文化家族における家庭の母語教育の実践～

立教大学大学院 21 世紀社会デザイン研究科博士後期課程 スーザン・メナデュー・チョン

- ・ 支援の中から見えてきた母語・母文化の尊重が自立につながる事例から

かながわ外国人すまいサポートセンター 阿部 孝子

- ・ 外国につながる子どもたちの母語・母文化の継承の重要性について

かながわ外国人すまいサポートセンター 柳 晴 実



1. 外国人問題

「外国人」とは日本国籍を持たない他国から渡って来た日本以外の国や地域との関わりやルーツを持つ人々または言葉や習慣が日本人とは異なる人々だとみなされる。だが本報告では日本国籍を持ちながら日本語や生活してきた背景が日本ではない人たちも外国人に含める。また、戦前から日本で生活してきたが日本語しか話せない、日本文化の中で生きて来た華僑、在日コリアンたちも外国人である。

「外国人問題」とは、日本の法、政策、制度の下で日本に「労働力」として渡ってきた人たちが住民としての当然の権利を享受できないことである。しかし一般には外国人問題として、外国人のルール、マナー違反、法律違反等ばかりが取り上げられ、本質的な問題は看過されている。たとえば、外国人に対する税金納付は義務とされているにも関わらず、外国人の子ども達が義務教育の対象とされていない、生活保護受給はあくまでも準用である、公務員登用されても管理職になれない、教員資格を持ち教育に携わることはできるが教諭にはなることはできない、参政権が付与されないなど差別的な状況は未だ変化を見せない。また、病院や役所における多言語サービスの不備、民間賃貸住宅への入居の困難、日本語を求められるが文化を継承して行くための母語保障が社会的課題とされていないなど日本人の立場から見ることのできない課題も山積している。

2. 外国人の居住問題を解決するための活動と見えてきた母語問題

当分科会を担当する「かながわ外国人すまいサポートセンター（以下、すまセン）」の設立の契機は神奈川県が設置した「外国籍県民かながわ会議」による1998年の県知事への最終提言である。この提言に基づき「外国人入居支援システム」の構築が目指され、不動産業界団体、行政の住宅担当課、国際交流団体、NGO、外国人自身が一堂に会したさまざまな議論の末に、2001年に設立された。

すまセンの設立目的は、住まい探しとトラブル解消

のサポートであった。だがすまセンには、行政、不動産業界団体、国際交流団体、NGOなどとの連携に加え、他の外国人支援窓口や団体に比し当事者性が強いことから、生活に関わる幅広い問題が持ち込まれている。年間相談は約1300件である。そのためすまセンの活動は、相談に来る人たちの住まいに関する相談を受けるだけでなく、外国人の権利と生活を守り自立をサポートすることにも繋がる活動となってきた。

約20年の活動の中から見えてきたことはさまざまであるが、この分科会では母語と自立的な生活の関係について報告した。

日本で働き、教育を受け、生活をする上で日本語の習得は必須であることには間違いないが、母語を軽視しその必要性について重要視しないあまり、心の言語や文化継承の機会を失い、アイデンティティー喪失、自尊心や誇りを見失うケースが少なくない。

日本において文化継承や母語の保持を目的とした外国人学校への国家的支援は皆無であり、個人で母語教育を行うことは労力と経済力が要求される。特に私たちの活動を通して、自分らしさを見いだせない結果として困窮化、貧困化するケースが明らかになってきた。外国人当事者が言語や生活習慣、伝統などを大事にしながら住民としてあたりまえに生きるためには地域、学校、家庭内における母語保持と公的支援は重要課題と言える。これは、一人ひとりの幸福や地域の豊かさにもつながる重要なポイントにもなる。

改正入管法施行に伴い、今後も多くの外国人が来日し住民として生活して行くなかで、外国人の母語を公的制度を構築し守り保つことは外国人の力を必要とする国や企業、地域が果たすべき焦眉の課題である。

（かながわ外国人すまいサポートセンター
妻 安、森川 洋子）

移住労働者自身が取り組む多民族・多文化の職場づくり

1. 分科会の構成

- | | |
|-------------------|-------------|
| ・ 移住労働者とは誰か | 中島 由美子 |
| ・ 神奈川シティユニオンの組合活動 | 村山 敏 |
| ・ 移住労働者の職場改善の取り組み | 天野 理／ジェーン |
| ・ 韓国の移住労働者運動の報告 | ウダヤ・ライ |
| ・ 移住労働者が抱える問題 | オリヴィエ・フィリップ |

2. 分科会の概要

労働分科会は100名を超える参加者が集まり、その約8割が外国籍の仲間でした。

移住労働者が日本で直面する問題をテーマに、移住労働者自身が日本人労働者とともに移住労働者の権利のためにできる行動目標を話し合いました。ファ

シリテーターは、移住連のボランティアで全国一般労働組合東京南部組合員のオリヴィエ・フィリップさん。労働組合の重要性とその闘い、国際連帯などが課題として提起されました。また、韓国の移住労働者組合の委員長をゲストに迎え、それぞれの国での移住労働者の状況と闘いについて交流しました。



生活と権利のための 外国人労働者行動を振り返る

導入として、コーディネーター（筆者）が、移住労働者とはだれを指すのか、日本の外国人登録者数・在留外国人数、日本の労働者人口に占める外国人労働者の割合、超過滞在者数の推移など基本的な情報の共有と、これまでの移住労働者の闘いの歴史を振り返りました。とりわけ移住労働者自身に知ってほしい必要な情報として、1993年の3月に始まった「外国人労働者の春闘」から現在の「マーチ・イン・マーチ」に至るまで、その母体である「生活と権利のための外国人一日行動」が、移住労働者を取り巻く闘いの課題が時代ごとに変化するなかで、闘いを継続させてきたことを提示しました。

つぎに、神奈川シティユニオン委員長の村山敏さんが、神奈川シティユニオンの組合活動について報告しました。神奈川シティユニオンは、1993年の「外国人労働者の春闘」から一貫して、対企業要請行動に取り組んでいます。神奈川シティユニオンに持ち込まれる労働相談は、労災・解雇・未払い賃金・社会保険未加入など多岐にわたっています。バブル期に建設労働者として働いていた韓国人労働者の組織化から始まり、日系の在留資格ができたことにより、日系のラテンアメリカ人労働者が増えました。その多くは工場での派遣労働者でした。近年は、神奈川県以外の関東圏からも相談が持ち込まれ、技能実習生からの相談も増えました。神奈川シティユニオンと言えば、集会や争議抗議行動での組合員の歌が有名です。元気に ¡El pueblo unido, jamás será vencido! の声を聞けば、理不尽な会社と闘う多くの労働組合員に勇気を与えてくれます。



外国人春闘のスタート 1993年3月



TV、新聞などのマスコミによる報道 Reports in Mass-media—TV, Newspapers, etc.



マーチンマーチ March in March



移住労働者が担う職場改善の取り組み

つづいて、東京労働安全衛生センターの天野理さんから、「移住労働者自身が取り組む多民族多文化の職場づくり」について報告がありました。都内にあるペットフード原料を作る事業所とガラスのリサイクルをしている事業所の職場改善が、移住労働者自身の手によって行われているという事例です。そこでは、安全に作業を進める手順や注意などが、移住労働者の言語も含めたポスターを貼るなど、視覚的な方法で喚起されていました。

アフリカ出身のジェーンさんは、神奈川の食肉加工工場で働いていて通勤災害に遭いました。この通勤災害については、東京労働安全センターと地域ユニオンの支援を受けながら、労災の手続きをしました。労災手続きについては、会社も同僚も協力してくれました。職場復帰についても会社の対応はよく、軽減勤務から始め、いまは元気に働いているという経験をジェーンさんは話してくれました。



移住労働者の日韓連帯

労働分科会には、韓国移住労働者労働組合の委員長ウダヤ・ライさんと韓国移住労働者運動支援グループの書記長ジュン・ヤンスプさんも参加し、ウダヤ・ライさんにゲストスピーカーとして、韓国の移住労働者の状況についてスピーチしていただきました。

韓国で25年働いてきたウダヤ・ライ委員長はネパール出身、移住労働者の権利を訴えて闘い、移住労働者労働組合を韓国政府に認めさせました。日本と韓国では、労働組合の成り立ちや移住労働者をめぐる法的な枠組みも違いますが、移住労働者が抱えている問題は共通の課題が多く、日韓の移住労働者を取り巻く状況を共有することができました。お互いの運動に学びながら、移住労働者を通じた国際連帯を深めていこう、と発言を締めくくりました。



日本で働くときの諸問題

オリヴィエ・フィリップさんは、移住労働者が日本で働くときの諸問題にどのように向き合うかという課題を提起しました。オリヴィエさんは、移住労働者が抱える問題を、在留資格・差別・権利・統合の4点に絞って、それぞれについて会場の参加者と討論を行いました。会場からはさまざまな声が上がりました。

まず、在留資格について、「在留資格は脅迫や解雇をするための道具です。使用者に解雇をちらつかせると、在留資格を失うことを恐れ、何も言えなくなります。もし解雇争議になったり、病気で失職した労働者に在留資格が更新できる制度がありません。子持ち家族にとっては、家族全員が苦しむ問題になります」という意見がありました。また日本では差別が「ある」と移住労働者は感じています。「職場でもどこでも日本語だけが主流なので、制度や法律がわかりません。健康と子どもの危機に際して多言語での支援制度が必要」です。「仕事で奴隷のように扱われている」などの発言がありました。

権利については、「派遣労働者には権利がありません。私たちは強制労働させられ、あらゆる面で搾取されて、ゴミのように解雇されます。警察は外国人をまじめに少しも助けません」という日系の派遣労働の声が上がりました。「移住労働者の権利が遅れているからこそ、労働組合が必要だ」ということでした。「日本の大きな労働組合はもっと移住労働者の支援をすべきだが、なぜ、ここに参加するような小さな組合だけが活動しているのか」という意見も出て、労働組合はますます強くなければならないこと、強い苦情処理システムが必要なこと、移住労働者にとって問題を早期に解決できることが重要など、移住労働者から活発な意見が出されました。

行動目標

そこで、移住労働者と労働組合ができる行動目標を出し合いました。

日本で働く環境を改善するためにも、情報がほんとうに少ないので、労働組合や支援グループは情報を提供、発信するべきだという声が多くありました。ウェブサイトをつくること、そこには法律だけでなく、どのような権利があるか、困ったときにはどこに相談したらよいかという情報が多くあった方がよく、各労働組合の特徴などの紹介もほしいなど、さまざまなシチュエーションでの情報保障が求められていることが確認されました。「私がやってもいい」という手も上がりました。最終的に、この「労働分科会」を機に具体的な行動目標を立てていこうということになりました。

3. 分科会を振り返って

政府や財界には、安い労働力として外国人を使おうとして、技能実習生や特定技能の人々を入れようという狙いがあります。一方で、移住労働者の人権や搾取されて苦しんでいる当事者について一言も触れず、「外国人労働者を大量に導入しようとすることは日本の労働者の首が締まるから反対」だというネガティブな見方もあります。しかし、日本社会が、移住労働者と共に暮らし共に働く社会を望み、職場や地域で団結して闘うことができれば、政府や財界の思惑を超えて、新しい社会を作ることができます。この労働分科会は、その可能性を感じさせる分科会でした。

最後はやっぱり、おなじみの神奈川シティユニオンの元気な歌声が響きました。

(中島 由美子)



同性カップルの法的保障について ～在留資格を中心として～

1. 分科会の構成

① 全体報告

報告者：弁護士 横山 佳枝

② 日本人の同性パートナーである台湾出身者の在留特別許可訴訟 報告者：弁護士 永野 靖、G(原告)

③ 結婚の自由をすべての人に!訴訟 報告者：弁護士 上杉 崇子、クリスティナ・バウマン&中島 愛(原告)
(司会) 弁護士 鈴木雅子

2. 分科会の概要

＜日本人・外国人、外国人・外国人の異性カップルの場合＞

① 参加者数 約 25 名

結婚することにより、「日本人の配偶者等」または「家族滞在」の在留資格を得ることができる。

② 報告内容

＜外国人同士の同性カップルの場合＞

○ 全体報告(横山佳枝弁護士)

概要以下の報告がなされた。

現在の入管実務において、本国で同性婚をした外国人同士の同性カップルであれば、「特定活動」の在留資格を取得できる(参照：平成 25 年 10 月 18 日付

ア 国際カップルの日本における在留資格



法務省入国管理局入国在留課長通知（法務省管在第 5357 号）。

＜日本人・外国人の同性カップルの場合＞

日本では同性婚が認められていないことから、日本人が外国人の同性パートナーと海外で同性婚をしても、同性パートナーは入管法に定める「配偶者」に該当せず、「日本人の配偶者等」の在留資格は得られない。また、外国人同士の同性カップルであれば得られる「特定活動」の在留資格も得られない。

⇒ 日本人・外国人カップルは海外で同性婚をしていますが、外国人のパートナーは同性パートナーとしての在留資格は得られず、独自に在留資格を得るほかない。

イ 国際社会の動き：在留資格の場面でも同性カップルを保護する傾向

国際社会では、同性カップルの法的保護が進んでおり、カップルが共同生活を営むために不可欠の条件となる在留資格の場面においても保護する傾向にある。

以下の裁判例においても、外国人への入国及びその居住の規制についての国家の裁量を認めつつ、同性カップルのパートナーに在留資格を付与しないことは、性的指向に基づく合理的理由のない取扱いであり、平等原則に反するとしている。

（１）欧州人権裁判所

Taddeucci et McCall v. Italie（平成 28 年 6 月 30 日）
Pajic v. Croatia（平成 28 年 2 月 23 日）

（２）欧州司法裁判所

Coman and Others（平成 30 年 6 月 5 日）

（３）香港最高裁判所

QT v. Director of Immigration（平成 30 年 7 月 4 日）

○ 日本人同性パートナーを有する台湾人の在留資格訴訟

ア 永野弁護士からの報告

概要以下の報告がなされた。

G さんは、現在 40 歳台の台湾出身の男性。パートナーは、現在 50 歳台の日本人男性。二人は 20 年以上にわたり同居を続けてきた同性カップルだったが、G さんがオーバーステイのために退去強制処分を受ける。しかし、異性の外国人日本人カップルなら、オーバーステイになる前に結婚して「日本人の配偶者等」の在留資格を得ることができるし、たとえ外国人がオーバーステイでも、結婚すれば、在留特別許可を得て日本に在留できることが多い。そうであれば、二人は結婚している異性カップルと同様に、お互い助け合って生活を共にしてきたのであるから、G さんには在留資格を与えるべきとして、2017 年 3 月に提訴。

G さんとパートナーの尋問後、裁判所から、被告である国に対し、G さんに在留特別許可が出せないかとの打診があり、国が G さんに在留特別許可を出すことを決断、2019 年 3 月、G さんに定住者一年の在留資格が与えられた。日本人を当事者とする同性カップルのパートナー関係が法的に保護されたという先例となった（ただし、国は、同性カップル関係から在留特別許可を与えたとは認めず）。

イ 原告 G さんからの報告

G さんから、自分が同性愛者であることも大きな理由となって高校生のときに自立して家族と離れたこと、台湾では同性愛者に対する偏見に苦しんだこと、日本に来るに至った経緯、パートナーとの出会い、日本でも同性愛を隠しながら生活しており、心を許して話しあったり、ありのままの自分でいられるのはパートナーだけであったこと、裁判を始めた 2017 年 3 月からは、弁護団や支援者に励まされ、在留特別許可をえられたことが話された。

日本政府の寛大な決断に感謝し、今後の人生は日々

を大切にして、パートナーと二人で生きて行きたい、これまでいろんな人にお世話になったので、恩返しをしたいとの思いも語られた。

○ 「結婚の自由をすべての人に」訴訟

ア 上杉崇子弁護士からの報告

概要以下の報告がなされた。

提訴日：2019 年2月 14 日

提訴地：札幌・東京・大阪・名古屋

法律上同性の者との結婚を認める立法を怠った国の立法不作為によって、望む相手との結婚を妨げられた原告らが、その被った精神的損害について、国家賠償法1条1項に基づいて、国に対して賠償を求める事件。

現在日本では、法律上同性の者との婚姻は不適法として届出が受理されない。このような扱いは、憲法24条1項が保障する婚姻の自由を不当に侵害し、かつ、性的指向を理由とした不合理な差別として法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反する。

本件訴訟は、このような憲法に違反する法律が直ちに改正され、原告らと同様の立場にあるすべての人々の困難の解消と尊厳の回復がなされることを求めて提起するもの。

「性別に関係なく、望む相手と結婚したい」ということに尽きること、同性婚を認めている国も増え続けていることも紹介された。

イ 原告クリスティナ・バウマンさん &中島愛さんからの報告

概要以下の報告がなされた。

<二人の経緯>

2011年にドイツで出会い、2013年、二人で日本

に移住、2016年、ドイツでパートナーシップ宣誓、2018年、ドイツで同性間の婚姻宣誓

<日本が二人の関係を認めていないことからくる二人の困難>

- ・ ティナさんは別の目的での在留資格が必要（在留資格が認められないと、オーバーステイになり、強制的に国外退去になる可能性がある）
- ・ 在留ビザが心配で日本での将来設計が困難
- ・ 社会保障、相続でも問題がある

<日本人から見たドイツとの違い>

- ・ 法制度が整っているので、LGBTが社会的に受け入れられている
- ・ 日本人がパートナーとして在留ビザを出してもらえ、安心して暮らせる
- ・ 何かあった場合の社会保障や相続も異性間の婚姻と同様の扱い
- ・ ティナさんが緊急搬送された時も、私が家族として付き添うことに何の問題もない
- ・ 同僚のホームパーティーに、ごく自然に「パートナーと一緒に来てね」と誘われる
- ・ 家族としても安心、結婚式で「自慢の娘がもう一人増えてうれしい」と言われる

<日本でのアクション>

- ・ 結婚の自由をすべての人に！訴訟を起こす
- ・ 日本に、そして世界に、日本で同性婚が認められていない事実を広めてほしい
- ・ LGBTのニュースなど、日常会話にもっと取り込み、多様性を認める社会になってほしい

ティナさんから、無視しないでほしい、偏見は持たないでほしいとの訴えもあった。

③ 質疑 以下のような質疑応答がなされた。

○ 外国人同士の同性カップルの場合では外国人のパートナーの在留資格が得られるのに、外国人日本人の同性カップルでは外国人のパートナーの在留資格が得られないのは、なぜか？

当事者が日本人である場合、婚姻すれば日本で届出される必要があるが、海外では有効な婚姻でも、その婚姻は日本では届出をすることができないからというのが国の説明。

○ どのようなことができるか？

とにかくこういう問題があるということを広げてほしい。

○ なぜ問題解消が進みにくいのか？

日本の社会の在り方、LGBT 当事者が見えない存在にされてきたことがあるのではないかな。

3 分科会を振り返って

初の LGBT に関する分科会であったが、参加者からは、原告、当事者の方の話を直接聞くことができたのがよかったとの感想を複数いただいた。

無視しないでほしい、こういう問題があることを広げてほしい、LGBT のニュースなど、日常会話にもっと取り込み、多様性を認める社会になってほしいとの声をしっかり受け止め、広げていく必要があると感じた。

(鈴木 雅子)



2019 年6月2日（日） 9：30 ～ 11：45 全体会

どうなる、どうする移民政策

1 制度解説 18 年改定入管法と総合的対応策

2 政策提言 移住連「移民社会 20 の提案」

3 ディスカッション

どうなる、どうする移民政策

～移動・定住・永住する人々の視点から考える



1 制度解説「18 年改定入管法と総合的対応策」

鈴木 江理子

移住者と連帯する全国ネットワーク 副代表理事

国土館大学教員

2018 年 12 月 8 日に改定された入管法と、同月 25 日に閣議決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」について説明するとともに、その問題点を指摘した。



2 移住連「移民政策 20 の提案」

高谷 幸

移住者と連帯する全国ネットワーク 理事

阪大学教員

移住連がまとめた「移民社会 20 の提案」（参加者に冊子を配布）について、移住連による過去の提言を紹介しつつ、今回の提案が、どのようなプロセスで作成され、何を目指しているのかなどについて説明した。



3 ディスカッション

どうなる、どうする移民政策 ～移動・定住・永住する人々の視点から考える

政府は、「共生」を謳いつつも、「外国人材」という言葉を使い、「移民政策ではない」と主張することで、「移民社会」の現実から目をそらし続けている。ディスカッションでは、移民当事者の視点から、そのような政府の姿勢を批判的に討議し、移民社会・日本に求められる「移民政策」を建設的に議論した。

<登壇者>（＊50音順）



アンジェロ・イシ (Angelo Ishi)

武蔵大学社会学部教授。サンパウロ市生まれの日系ブラジル人三世、自称「在日ブラジル人一世」。サンパウロ大学ジャーナリズム学科卒業。1990年に日本に国費留学、東京大学大学院総合文化研究科博士課程を経てポルトガル語新聞の編集長を務めた。専門は国際社会学、移民研究、メディア社会学。公益財団法人海外日系人協会の理事などを兼務。総務省「多文化共生の推進に関する研究会」構成員、外務省・IOM共催「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」コーディネーター等の委員を歴任。講演歴多数。著書に『ブラジルを知るための56章』（明石書店）、Living in Two Homes (Emerald Books, 共著) など。



李 善姬 (イソンヒ)

東北大学東北アジア研究センター専門研究員。韓国ソウル生。1994年に来日し、東北大学大学院で文化人類学を専攻。博士（国際文化学）。ジェンダー規範とコミュニティという視点からアジアの結婚移住女性の研究を遂行中。主な著作に、『国際結婚と多文化共生—多文化家族の支援に向けて』（共著、明石書店、2017）、『復興を取り戻す—発信する東北の女たち』（共著、岩波書店、2013）『移動の時代をいきる——人・権力・コミュニティ——』（共編著、東信堂、2012）など。



金 竜介 (きん りゅうすけ)

弁護士。在日朝鮮人三世。在日コリアン弁護士協会理事、東京弁護士会外国人の権利に関する委員会人種差別撤廃プロジェクトチーム座長。主な著書に『外国人刑事弁護マニュアル（改訂第二版）』（現代人文社、共著）、『裁判の中の在日コリアン 中高生の戦後史理解のために』（現代人文社、共著）、『ヘイトスピーチはどこまで規制できるか』（影書房、共著）など。

<ファシリテーター>

鈴木 江理子（移住者と連帯する全国ネットワーク 副代表理事／国土館大学 教授）



1 移民政策を考えるうえで重要なこと

金さんが移民政策を考えるうえで重要だと考えるのは「自己決定権」。まだ在日コリアン（オールドタイマー）が弁護士になれなかった時代があったこと、ニューカマーのなかには、会社に対して当たり前の権利を主張することも躊躇せざるをえない人、自由に仕事を変えることができない人がいることを例に挙げ、とりわけ職業選択の自由が必要であることを指摘した。

李さんは、身近に接している結婚移住女性たちが在留資格によって制約され、貧困問題にも直面しやすい現状や、移民／外国人は、いつも日本社会に対してお願いしなければ権利がえられない現実を紹介しつつ、縦割り行政によって細分化されるのではない「総合的な権利」が保障されることの重要性を主張した。加えて、NPOなどの市民活動の地域格差が大きいことを指摘することで、だからこそ、国の責任として権利の保障を明文化することが必要だと語った。

アンジェロさんは、自分は「日本社会の一員」であるという思いから「在日ブラジル人1世」と自称する。移民政策について、頭でっかちに考えるのではなく、日本に住む多くの移民／外国人の立場になって考えること、すなわち「心情的理解」がまず重要だと強調した。そして、その視点に立てば、日系四世や特定技能1号の外国人に対して、家族の帯同を認めないことが間違った政策であるかがわかるであろう。さらに、「当事者」の気持ちを想像したうえでの政策を進めるため

には、東京オリンピック・パラリンピックを戦略的に活用することも重要だと語った。

2 移民政策を確立するために必要なこと

李さんからは、移民政策を確立するためには、日本社会が移民を日本社会の構成員として受け入れる覚悟が必要だとの指摘があった。当然、そのためには、法律的・財政的な根拠が求められる。加えて、政策の実行には「心」も重要である。さらに、移民を支援の必要なかわいそうな人とみなすのではなく、自ら「声」をあげ、主体的に政策づくりにかかわるシステムをつくっていくこと、そのためには、貧困に直面しがちな移民がステップアップできるような仕組みを作るべきだと語った。それは、移民だけの問題ではなく、社会全体の問題であり、社会全体で連帯感をもって取り組む必要がある。

アンジェロさんは、「心情的理解」のためにも「意識啓発」の重要性を語った。そのためには、とりわけ幼少期から学校などの場で意識啓発していく工夫が必要である。さらには、言葉の壁への対応も重要だと主張した。政府や自治体は多言語対応を進めているものの「質」の保証が十分に図られていない。リーマンショック後の日系人に対する帰国支援事業を例に挙げて、重要な意思決定をしなければいけない場において不正確な翻訳や通訳が行われていることを問題として指摘した。

金さんは、移民／外国人を管理するという発想をやめることが重要だと発言した。究極的には、日本に入ってきた移民／外国人については、すべての権利を認めてもいいのではないか。もちろん、窃盗や交通事故などの問題を起こした場合には対応すべきだが、それは日本人の場合と同じだ。加えて、外国人の権利に関する法律をつくることも重要だ。すべての外国人には権利があるのだということを、社会的に認めさせる必要がある。

3名の当事者からの発言を受けて、高谷さんからは、「心情的な理解」や「共感」と「権利」をどのようにつなげていくかが重要だという発言があった。共感できなくても権利を守っていく必要がある。NPOとして、共感によって支援を拡大していくことと、権利に対する理解を深めることとのバランスをとっていく必要があると語った。

3 これからの移民社会に向けて

アンジェロさんからは、自身が心情的理解が重要だと語ったことに対して、権利を軽視しているのではな

く、意識啓発することで、移民の権利を守ることは特権ではないんだということを周知徹底することにもつながるとの指摘があった。それによってヘイトスピーチや無自覚・無意識な差別を解消することにつながるであろう。また、移民が日本に増えることに対して過剰反応すべきではないことも理解すべき。日本サッカー代表チームをみれば、ずっと以前から、ラモス瑠偉などの移民／外国人がチームのメンバーだった。そのことによって、チームが崩壊したどころか、むしろプラスの効果が生まれてきた。そういった現実を目を向ければ、足し算の論理、掛け算の論理で共生社会づくりを前向きに考えていけるだろう。

李さんからは、娘の道德の授業の授業参観の経験から、日本人は権利意識がないとの指摘があった。市民としてのシティズンシップ、権利意識を高めるためには、日本人、移民／外国人に限らず、人々が同等な市民であることを認識し、市民の義務と権利を明確化する必要がある。しかし、この国において、移民／外国人の権利は曖昧なままであり、まずは、基本法で移民の権利を明記してもらうことが優先課題であろう。同等な市民として交わることで、お互いを監視し



合うのではなく、心を通じ合って共に生きる社会が目指せるはずだ。

金さんは、以前と比較すれば、日本社会全体の差別やモラル意識は高まっていると感じている。けれども一方で、ドナルド・キーンさんに対する「日本人より日本人らしい」という「褒め言葉」を引用しつつ、表面的に友好的であることだけが必ずしも求められてはいない。嫌いな人間とはケンカしたっていい。ただし、嫌いという気持ちは個人に対するものであって、その人の民族や国籍を嫌うことは間違っているのだということを伝えたい。そして、在日コリアン以外にも、いろいろな国から来た移民／外国人が増えていること、そして今後もっと増えていくこと、それはこの社会を豊かにするはず。だから、この社会を面白い社会にするために、これからも一緒にがんばっていきたい。

最後に、高谷さんからは、実行委員として、報告者として、参加者として、多様なバックグラウンドをもつ人が一緒になって、今回の東京フォーラムが成り立っているのだという発言があった。この社会も同様である。改定入管法の施行で急に移民が増える、移民社会になるというのではなく、在日コリアンの来日から

う100年以上にわたって移民社会がつくられているということ、日本に長く暮らす人、最近来たばかりの人、そういった多様なたくさんの人々がこの社会をつくっていく、そこに未来があるのではないだろうか、と締めくくった。

4 全体会を振り返って

時間的な制約もあり、会場との質疑応答ができなかったのは残念だったが、多様なルーツをもつ登壇者のメッセージが参加者に伝わり、改めて移民社会や移民政策を考えるきっかけになったのではないだろうか。

2日目の全体会は、移民政策を学ぶのではなく、移民政策を参加者とともに考えることを目指した企画である。私たち一人ひとりが移民社会を構成する主体であり、移民政策をつくっていくことができるのだということが、少しでも多くの参加者の心に記憶され、各地における新たな活動の萌芽になれば幸いである。

(鈴木 江理子)





移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 大会アピール

20年ぶりに東京で開催された今回の全国フォーラムでは、「出会う、感じる 多民族・多文化共生社会 ～いっしょに考え、ともにつくろう～」のテーマのもとに、日本内外から多様な人々が集い、話し合い、交流を深めました。一日目はまず全体会で、日本がすでに多様な背景をもつ人々からなる「多民族・多文化社会」になっていることの意味を確認し、その上で、15の分科会で個別テーマについて議論し課題を共有しました。そして二日目の全体会で、「移動・定住・永住者の視点から」これからの移民政策の望ましいあり方を考えたところです。

ふりかえれば、戦後日本では、植民地支配を背景とする在日コリアンなど定住外国人の権利は、社会保障などで一定の進展をみたものの、地方参政権、権利としての国籍取得、複数国籍などが残された課題となっています。また、朝鮮学校を高校無償化から外している問題に象徴されるように、民族差別が

依然として根強く残っています。

80年代以降、グローバルな人の移動にリンクして、日本には様々な背景を持つ移住者が増えました。母語・母文化の維持や日本語学習機会、職業訓練などの制度的保障がないため、多くの困難を抱えながらも、今日では、「移民」と呼びうる人が在留外国人の半数以上になっています。そして、前回東京で開催された全国フォーラム以後の大きな変化として、さまざまなエスニック・コミュニティの広がり、移民自身による社会運動や市民活動の展開、多様な分野で活躍する第二世代以降やミックスルーツの若者、日本国籍を取得する人の増加などが挙げられます。

こうしたなか、昨年12月に成立した改定入管法により、日本政府は人手不足の分野を中心に正面からの非熟練労働者の受入れに踏み切ると同時に、「共生のための総合的対応策」を打ち出しました。しか



実行委員会事務局の崔洙連さん

しその策定過程は、移動・定住・永住する当事者の視点をふまえた開かれた議論を欠いた強引なものでした。このような短絡的でずさんな制度・政策では、これらの人々の人権侵害の可能性を増大させることはあっても、アイデンティティと人権を尊重した共生社会を築くことはとうてい困難でしょう。実際に、現実の入管政策は、人権侵害や労働問題が続く技能実習制度の温存、必要な保護がなされないまま申請の抑制のみが進む難民認定制度、非正規滞在者に対する非人道的ともいえる取扱い、収容の長期化など、逆に悪化しています。

近年、観光・留学・就労などで日本に短期・中長期に滞在する人々が急増していますが、少子高齢化・人口減少の進行により移動・定住・永住する人々は今後さらに増えると予想されます。来年の東京オリンピック・パラリンピック開催国である日本社会には、まさに人権の視点に立ったグローバルな視野と多様

性を尊重する発想が求められています。多様化する日本社会の変化を踏まえて、世界標準の人種差別禁止法の制定、「共生」の理念を定めた基本法とそれに基づく社会統合政策の整備、そしてそのための専門組織の創設が必要です。

わたしたちは、これまでも多様な人々が理解し合い、その自己決定が尊重され、対等な立場で共に生きる社会を目指して活動してきました。この全国フォーラムを契機に、これからも職場、学校、地域社会などでさらに連帯を深め、手を携え、ともに考え、一人ひとりを大切にする多民族・多文化共生社会を実現していきます。

2019年6月2日

移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019

参加者一同



移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 大会アピール (英文)

Solidarity with Migrants Japan Forum in Tokyo 2019

Appeal

At this national forum, held in Tokyo for the first time in 20 years, diverse peoples from inside and outside of Japan gather under the theme of, "Meeting and experiencing manifold immigrant ethnicities and cultures, and through dialogue and deepened interactions, thinking about how together we may create a multicultural and multiethnic society where we may live in harmony." On the inaugural day of the plenary session, we first affirmed the meaning of Japan as a "multi-ethnic and multi-cultural society" consisting of people with diverse backgrounds. From that starting point, we formed 15 subcommittees dealing with separate themes and sharing issues in exploratory discussions. On the second day of the plenary session, we came together to consider steps towards a desirable immigration policy from the perspectives of recent migrants, long-term residents and permanent residents.

If we look back at the developments of postwar Japan, we have seen a certain amount of progress concerning the rights of established long-term foreign residents in areas such as social security social security, seen in the case of ethnic Koreans in Japan for example who have a background of living

under colonial rule. However, issues remain in other areas: for example, in regional suffrage, acquisition of citizenship as a right - as well as dual or multiple-citizenship. In addition, ethnic discrimination still remains strong, as symbolized by the problem of excluding Korean schools from tuition-free high school status.

Since the 1980's, together with global migration patterns, there has been a significant increase in immigrants of various backgrounds living in Japan. Due to the lack of institutional support programs in areas such as the maintenance of native languages/ cultures, Japanese language learning opportunities, and vocational training, more than half the foreigners residing in Japan today, who could rightfully be called "immigrants," have many difficulties. And a major change since the last national forum held in Tokyo has been the spread of various ethnic communities, along with the development of social movements and citizen activism by the immigrants themselves. In various fields, there has been a flourishing of activism too, particularly amongst second-generation and mixed heritage youth, and a corresponding increase in the number of people acquiring Japanese citizenship.

Whilst these circumstances are prevalent the Japanese government, focusing on the area of labor shortage, passed the Revised Immigration Law last December, which has led to an open and headlong acceptance of non-skilled workers, while at the same time laying out "comprehensive measures for social integration." However, the legislative process was strongly coercive, and lacked open discussion based on the perspectives of recent migrants, long-term, and permanent foreign residents themselves. With these kinds of hastily and sloppily formulated systems and policies, it appears extremely difficult to create a harmoniously diverse society that respects identity and human rights, and rather it may unfortunately increase the possibility of human rights abuses of immigrants. Actually, the present immigration policy is a preservation of the technical intern training system in which human rights violations and labor problems have long continued, and a further worsening of the situation for refugee applicants who are denied basic protections under the refugee recognition system and the inhumane treatment of undocumented foreign residents, as can be seen in the prolongation of detention and various other suppressions.

In recent years, the number of people staying in Japan in the short and medium-term has increased rapidly due to tourism, work, and studying abroad, among other things, and due to the declining birthrate and ageing population, it is expected that the number of people moving to Japan,

settling here, and permanently living here will increase more in the future. There are high expectations on Japan, the host country of next year's Tokyo Olympic/Paralympic Games, to uphold the concept of respecting diversity and to take a global outlook from the perspective of human rights. Given the changing nature of Japanese society, it is necessary to enact world standard laws prohibiting racism and a fundamental law that establishes the principle of "symbiosis." Further, based on the principle of "symbiosis," or "living harmoniously in diversity," it is necessary to establish social integration policies and create an organization of expert authorities for that purpose.

Up until today we have been working towards a society where as diverse people, we understand each other, our self-determination is respected, and we can live together on an equal basis. With this nationwide forum today, we will go forth, holding hands, putting our heads together, and deepening our solidarity in the school, the workplace, local communities, and everywhere we go, to realize a multiethnic and multicultural society where we live in harmony and cherish each other.

June 2, 2019

All Participants,
Solidarity with Migrants Japan Forum
in Tokyo 2019

プレフォーラム・プレイベント報告

フォーラム開催に先立って、日本に暮らす移民を取り巻く状況について学び、交流する機会を通して、改めて多民族・多文化共生社会への認識を高めることを目的に、多様なテーマのプレイベントを開催しました。

2018 年 12 月 15 日（土）在日本韓国 YMCA

国際移住者デー

さまざまなルーツや背景を持つ参加者 70 名を迎え、国際移住者デーを記念したフェスティバルを開催した。テーマは「であい」。第一部には IOM 駐日代表の佐藤美央さんに 2018 年 12 月 10 日にモロッコで採択された「移住に関するグローバル・コンパクト」についてお話いただき、第二部にはメイン企画として、初めて出会うさまざまな背景を持った人々と知り合い、体を動かすアクティビティを通して交流しながら、信頼関係を築くという参加型ワークショップを開催した。日頃なかなか話せない思いを共有する貴重な機会となった。最後の交流会ではさまざまな地域の料理を囲み、この企画に参加しなければ出会わなかった人たちとの交流を深めた。



2018 年 12 月 16 日（日）国士舘大学

多様なマイノリティの権利を保障する 条例づくり講座

社会における右傾化が顕著になる一方で、各地の自治体レベルで男女平等や多文化共生を推進する条例が制定されるなど、多様なマイノリティの権利保障に向けた動きが進んでいる。そうした状況の中、改めて多民族・多文化社会の実現における自治体の役割を学ぶべく、世田谷区議会議員の上川あやさんをはじめ、世田谷区の自治体職員の方、川崎市議会議員の飯塚正良さん、渋谷区・新ダイバーシティ条例推進協議会の長島結さん、地方自治総合研究所の菅原敏夫さんをスピーカーに招き、現場に即したお話を伺った。学生を中心とした若者層の参加も多く、幅広い層の参加者と共に「条例づくり」をテーマに実践的な議論ができた。



2019 年2月23 日（土） 明治大学

プレフォーラム

私も言いたい移民政策

～外国人労働者受入れ政策を問う～

「現場」を焦点にあて、草の根から日本の外国人労働者受入れ政策について検討すべく、芝園団地自治会の岡崎広樹さん、移民女性の労働を長年研究する恵泉女子大学教員の定松文さん、港町診療所所長の沢田貴志さん、労働組合や市民団体で長年活動する鳥井一平さん、経営者である林隆春さんをスピーカー、そして武蔵大学教員のアンジェロ・イシさんをファシリテーターに招き、それぞれの現場の実態を踏まえて今の受入れの現状と課題について議論した。また日本で働き、暮らす経験を持つ移民の方々3名にもアピールをしていただいた。普段は聞けない現場のことや本音を聞ける機会になるとともに、200 名を超える参加者が「私も言いたい」というテーマの通り、活発な議論を交したプレフォーラムとなった。



2019 年3月3 日（日） 上野水上音楽堂

マーチ・イン・マーチ

毎年3月に開催されている外国人労働者の権利のための行動「マーチ・イン・マーチ March in March」が、今年はフォーラムプレイベントとして開催された。多様な背景を持つ人々が歌や踊りでアピールし、日常的な差別にさらされている外国人労働者をはじめ、日本で働くすべての労働者の権利保障と、多民族・多文化共生社会の実現に向けて社会に呼び掛けた。当日は悪天候の中、100 人ほどが参加し、最後は権利を訴えるために上野の街をマーチした。



2019 年4月14 日（日）三田いきいきプラザ

外国人労働者としての 経験から学ぶ

パネラーに4名の外国人労働者を迎えて開催した。まずパネラーより、在留資格による厳しい制約やパワハラ、暴力、差別などの日々の困難についてそれぞれの体験を紹介してもらった。その後、いわゆる「高度人材」も含めた日本で働く外国人労働者が直面する課題を共有し、全国フォーラム当日の「労働」分科会でより深い議論をするためのアクションプランを作成した。日本人参加者の中には、普段気づけない外国人労働者の直面する大変な困難を知り驚く人がいた。また当事者の中には、自身が日々直面する課題について、このように話し合われることに感動したと話す人がいるなど、貴重な経験共有の機会となった。



2019 年5月25 日（土）在日本韓国 YMCA

ユース・プログラム 多文化共生の現在地

「多文化共生の現在地」と題して、主にフォーラムの広報を担当していた学生チームで学生限定ワークショップを開催。普段より外国人労働者の労働相談も受ける全統一労働組合の坂本啓太さんからのお話と、学生チームメンバーの柴崎パメラさんから「ミックスルーツ」の紹介を受け、日本に暮らす様々なルーツ・背景を持つ人々の状況、「多文化共生の現在地」について話し合った。参加者の一人は「苛酷な労働環境で働く技能実習生やミックスの人たちの苦悩など知らないことばかりだった。参加してよかった。」と感想を述べた。小さな手応えと同時に更にこうした課題を広げていくことの重要性を確認できたイベントとなった。



2019 年 5 月 31 日（金）新宿・大久保

“ マルチ・エスニックタウン ”

新宿・大久保のまちを歩く

共住懇主催で開催し、7 名参加。女性客でにぎわう大久保通りのルーテル東京教会を起点に、多国籍園児・生徒のいる新宿区大久保幼稚園・小学校、第二次韓流ブームで生まれたイケメン通り、新大久保駅西側の一番街通り（90 年代にここからエスニックレストランが増えた）、そして通称イスラム横丁（ハラルのレストランや肉屋、そしてモスク）、東京馬祖廟へ。曇天のもと、約 2 時間のコースを歩いた。最後にアリン文化センターで在日コリアンについての話を聞いてから、参加者の感想を交換して終了した。



2019 年 5 月 31 日（金）上野・御徒町

ディープな

上野・御徒町ツアー

上野・御徒町に事務所を構えて 36 年間活動してきた移住連代表理事の鳥井一平さんを案内役に、全国から迎えた参加者へ歴史ある移民の街を案内した。東京で最も古いコリアンタウンと言われる東上野や、ムスリムコミュニティをつなぐ場となっているモスク、そして関東地域に暮らす移民が食材を求めて集まるアメ横の地下市場を回り、鳥井さんひいきの中国東北料理のお店を紹介した。フィールドワークのように、実際に街を歩きながら多民族・多文化共生を体感するイベントに、参加者も非常に満足していた。



移住者と連帯する東京フォーラム・東京 2019 実行委員会の記録

2017 年

10 月 会場（日本教育会館）仮予約

2018 年

3 月 実行委員会参加の呼びかけ

04 / 18 第一回実行委員会（於；三田いきいきプラザ）【実行委員会発足、事務局設置提案】

06 / 20 第二回実行委員会（於；しんじゅく多文化共生プラザ）

【開催目的の検討、実行委員会 / 事務局会議の日程・頻度の決定】

07 / 27 第一回事務局会議（於；移住連）

08 / 30 第二回事務局会議（於；移住連）

09 / 13 第三回実行委員会（於；連合会館）

【フォーラムのテーマ決定、メインプログラムの提案、分科会内容の提案 プレ企画の提案】

09 / 25 第三回事務局会議（於；移住連）

10 / 15 第四回事務局会議（於；移住連）

11 / 19 第五回事務局会議（於；移住連）

10 / 23 第四回実行委員会（於；連合会館）

【助成金の申請 賛同金の検討 参加費の確定、ロゴとチラシ（第一弾）の決定 二日目全体会の内容検討】

11 / 27 第五回実行委員会（於；連合会館）【プレフォーラムの内容検討 広告募集の決定】

12 / 11 第六回事務局会議（於；移住連）

12 / 15 プレイベント「移住者デー」（於；韓国 YMCA）

12 / 16 プレイベント「条例づくり講座」（於；世田谷区役所）

2019 年

01 / 09 第六回実行委員会（於；連合会館）【プレフォーラムの内容決定、交流会概要検討】

01 / 23 第七回事務局会議（於；移住連）

02 / 14 第七回実行委員会（於；連合会館）

【チラシ（第二弾）の決定、分科会予算の決定、事前申し込み方法決定】

02 / 20 第八回事務局会議（於；移住連）

02 / 23 プレフォーラム開催（於；明治大学リバティータワー）

03 / 03 プレイベント〔マーチ・イン・マーチ〕（於；上野水上音楽堂）

03 / 19 第九回事務局会議（於；移住連）

03 / 28 第八回実行委員会（於；連合会館）

【二日目全体会の内容決定、当日通訳者依頼、当日資料集内容検討】

04 / 04 第十回事務局会議（於；移住連）

04 / 14 プレイベント〔外国人労働者としての経験から学ぶ〕（於；三田いきいきプラザ）

04 / 17 第九回実行委員会（於；連合会館）

【フォーラムアピールの検討、分科会運営要綱の提案、資料 / アピール文の多言語化依頼、交流会の詳細決定】

04 / 23 第十一回事務局会議（於；移住連）

05 / 10 第一次事前申込み締め切り

05 / 13 第十二回事務局会議（於；移住連）

05 / 15 第十回実行委員会（於；連合会館）【当日運営マニュアル 人員配置 物品確認 最終予算の決定】

05 / 25 プレイベント〔ユースプログラムー多文化共生の現在地〕（於；韓国 YM CA）

05 / 28 第十三回事務局会議（於；移住連）

05 / 31 プレイベント〔前日フィールドワーク〕（於；御徒町、新大久保）

6月 / 1～2日 東京フォーラム開催（於；日本教育会館）

06 / 18 第十四回事務局会議（於；移住連）

07 / 10 第十一回（最終）実行委員会（於；連合会館）【フォーラム総括】

＊ 実行委員会は基本的に毎月開催。事務局会議を事前・事後に開き、実行委員会検討事項の整理と決定事項の処理に当たることとした。

謝 辞

本フォーラムを開催することができたのは、運営に携わってくださったすべての方々、賛同金や補助金、協賛広告など、資金面で支えてくださった個人や団体の方々、当日の全体会や分科会のコーディネーターや発言者の方々、交流会にご協力いただいたの方々、会場関係者と協力者の方々など、多くの人たちのご協力のおかげです。深くお礼申し上げます。

そして、本フォーラムを通じて出会ったすべてのみなさまに、心より感謝申し上げます。

実行委員会一同

実行委員会・分科会コーディネーター

実行委員会（共同代表 / 事務局長 / 実行委員）

共同代表	アンジェロ・イシ	公益財団法人 海外日系人協会 理事 / 武蔵大学 教授
	金 竜介	弁護士 / 在日コリアン弁護士協会
	鈴木 江理子	NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク副代表理事 / 国土舘大学 教授
	鈴木 雅子	弁護士 / 全国難民弁護団連絡会議 世話人
	西川 晋司	東京都労働組合連合会 執行委員長
	栢木 典子	認定 NPO 法人 多文化共生センター東京 代表理事
	平野 敏夫	亀戸ひまわり診療所 理事長 / 全国労働安全衛生センター連絡会議 議長
事務局長	渡戸 一郎	明星大学 名誉教授 / 東京ボランティア・市民活動センター 運営委員長
実行委員	有川 憲治	NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク
	安藤 真起子	NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク
	岩野 浩昭	全国労働組合連絡協議会
	井田 敬	全国一般労働組合東京南部
	内田 正子	NPO 法人 東京労働安全衛生センター
	太田 エマ	あなたの公 - 差 - 転
	鹿毛 理恵	東京福祉大学 教員
	岸見 太一	早稲田大学現代政治経済研究所 特別研究員
	児玉 晃一	弁護士 / ハマースミスの誓い
	小山 正樹	在日ビルマ市民労働組合 (FWUBC) 顧問
	小綿 剛	多民族系日本人交友協会
	佐藤 信行	RAIK / 外キ協 / 外国人人人権法連絡会
	坂本 啓太	全統一労働組合
	茂野 俊哉	一般社団法人 OCNet
	崔 洙連	NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク
	張 正翼	行政書士 / 認定 NPO 法人 多文化共生センター東京
	寺嶋 豊	東京全国労働組合全国協議会
	鳥井 一平	NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク / 全統一労働組合

実行委員	中岡 基明	全国労働組合連絡協議会
	中川 崇	東京都労働組合連合会
	西尾 加朋	一般社団法人 OCNet
	樋川 雅一	外国人技能実習生問題弁護士連絡会
	藤本 泰成	フォーラム平和・人権・環境
	オリビエ・フィリップ	全国一般労働組合東京南部
	裴 安	NPO 法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
	松永圭造ウィリアム	学生
	宮原 凛太郎	学生
	森川 洋子	NPO 法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
	山岸 素子	日本カトリック難民移住移動者委員会／NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク
	山口 智之	APFS 労働組合
	渡部 清花	NPO 法人 WELgee

分科会コーディネーター

第 1 分科会	入門編	坂本 啓太	全統一労働組合
第 2 分科会	移住女性	杉戸 ひろ子	NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク 女性プロジェクト
		山岸 素子	NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク 女性プロジェクト
第 3 分科会	医療・福祉・社会保障	大川 昭博	NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク / 外国人医療生活ネットワーク
第 4 分科会	技能実習	旗手 明	外国人技能実習生権利ネットワーク
第 5 分科会	子ども・若者	高橋 徹	NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク 子ども・若者プロジェクト
第 6 分科会	自治体施策	高柳 俊哉	さいたま市議
		山田 貴夫	元川崎市職員 / 大学講師
第 7 分科会	多様なルーツ	下地ローレンス吉孝	上智大学グローバルコンサーン研究所 / 非常勤講師
第 8 分科会	難民	渡部 清花	NPO 法人 WELgee
第 9 分科会	日本語教育	矢崎 理恵	社会福祉法人 さぼうと 21
第 10 分科会	出入国管理	児玉 晃一	弁護士 / ハマースミスの誓い
第 11 分科会	ビジネスと人権	金 昌浩	弁護士 / 認定 NPO 法人 ヒューマンライツナウ
第 12 分科会	ヘイトスピーチ・人種差別	佐藤 信行	NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク / 外国人 인권法連絡会
第 13 分科会	母語教育	裴 安	NPO 法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
		森川 洋子	NPO 法人 かながわ外国人すまいサポートセンター
第 14 分科会	労働	中島 由美子	全国一般労働組合東京南部
第 15 分科会	LGBT	鈴木 雅子	弁護士
		永野 靖	弁護士

敬称略、50 音順

賛同金（個人・団体） / 協賛広告

多くの個人、団体の皆さまからご賛同、賛同広告をいただきました。感謝申し上げます。

■賛同金（個人） 111 人（匿名 8 人） 敬称略、順不同

長尾 香	小川 玲子	山田 貴夫	山田 泉	内田 正	イトウ タカシ
飯塚 正良	有川 憲治	戸塚 賢一	大竹 進	宋世一	佐々木 紀久江
高柳 俊哉	川島 章平	高須 裕彦	飛田 雄一	森口 英男	嶋崎 量
宮田 信之	塩原 良和	布施 幸彦	吉村 臨兵	中村 優介	板倉 由実
渡戸 一郎	菊池 哲佳	安藤秀夫	辻本 久夫	指宿 昭一	三橋 徹
山口 恵子	武藤 弘道	西 千津	大島 みどり	大坂 恭子	樋川 雅一
小田切 督剛	中川 崇	藤本 伸樹	土谷 裕子	杉戸 ひろ子	大橋 さゆり
堤 まなみ	高橋 徹	藤本 美枝	武 一美	張 正翼	斎藤 龍太
NAKAZAKI QUEE	茂田 真澄	古賀 清敬	山本 薫子	鈴木 江理子	渡辺 英俊
上林 千恵子	小綿 剛	森川 洋子	中村 厚	山口 智之	井口 博充
シャープ 茜	小野寺 梨絵	工藤 正子	加藤 丈晴	伊藤 るり	グレンダ・ロバーツ
三木 恵美子	沢田 貴志	高橋 徹	ワタナベ ミチハル	池尻 成二	岡田 俊宏
シミズ ヨシコ	神田 英昭	青木 理恵子	ヨシダ サトル	本田 徹	谷村 明子
細江 葉子	栢木 典子	マツモト ブノク	毛利 一平	藤林 美穂	
クドウ マサコ	久米 行則	関 聡介	バンナイ ヤスコ	寺嶋 豊	
橋本 みゆき	平野 敏夫	山岸 信久	コバヤシ ヨウコ	宇田川 正宏	
郭 鐘 洙	名取 雄司	伊藤 正子	定松 文	森田 佐知子	
大曲 由起子	小島 正道	郭 辰雄	柏崎 千佳子	伊藤 千恵	

■賛同金（団体） 70 団体 順不同

多文化共生・自治体政策研究会	コリア NGO センター	聖マリアの汚れなき御心のフランシスコ姉妹会
日本カトリック難民移住移動者委員会	コムスタカー外国人と共に生きる会	カラカサン
多民族系日本人交友協会	新潟ヘルプの会	W・S ひょうご
郵政産業ユニオン	民衆運動研究所	カサ・デ・アミーゴス
明星大学人間社会学科 教員一同	特活アジア女性センター	外国人住民基本法の制定を求める
アバンセホールディングス	カトリック札幌司教区	全国キリスト教連絡協議会
APFS 労働組合	難民移住移動者委員会	外国人 인권法連絡会

在日韓国人問題研究所（RAIK）	すみだユニオン	認定 NPO 法人 IVY
福島移住女性支援ネットワーク	東京都高等学校教職員組合	港町診療所
トヤマ・ヤポニカ	NGO 神戸外国人救援ネット	全石油昭和シェル労働組合
医療社団法人ひらの亀戸ひまわり診療所	首都大学東京労働組合	コミュニティユニオン・全国ネットワーク
NPO 法人東京労働安全衛生センター	カラバオの会	都庁職労働局支部
公益財団法人 京都 YWCA	協生会 玉川診療所	自治労東京都本部
NPO 法人 ivory space	市民セクター政策機構	全国労働安全衛生センター連絡会議
東京都労働組合連合会	在日本韓国 YMCA	全労働省労働組合
東京都庁職員労働組合	山梨外国人 인권 ネットワーク・オアシス	全国労働組合連絡協議会
ENCOM YOKOHAMA	公益財団法人日本キリスト教婦人矯風会	全国労働組合連絡協議会東京協議会
牛久入管収容所問題を考える会	全国労働組合総連合	全国一般労働組合東京南部
一般社団法人 OCNet	宗教法人 真如苑	東京管理職ユニオン
医療法人八事の森 杉浦医院	東京交通労働組合	神奈川シティユニオン
五城有限会社	株式会社 Nexedi	全統一労働組合
労働者住民医療機関連絡会議	全水道東京水道労働組合	自治労都庁職
多文化ラジオ番組 PeopleJunction	東京都教職員組合	全日本自治団体労働組合
多文化共生センター東京	ふれあい江東ユニオン	日本労働弁護団

■協賛広告 35 件 都道府県別、敬称略、順不同

【宮城県】 宮城労働組合連絡協議会（大内 忠雄）	【東京都】 一般社団法人 日本経営労務センター（藤森謙三）
【福島県】 ふくしま共同診療所（布施 幸彦）	ノット・フォー・セール・ジャパン
【茨城県】 医療法人 宮田医院（宮田 信之）	コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク
【群馬県】 みんなの法律事務所（船波 恵子、高見 智恵子）	電検労（日本電気計器検定所労働組合）
【埼玉県】 ライフ行政書士事務所（藤林 美穂）	全国労働組合連絡協議会（全労協）
【東京都】 株式会社 明石書店	人身売買禁止ネットワーク JNATIP
株式会社 現代人文社	全国労働組合連絡協議会 東京協議会
株式会社 人文書院	平和フォーラム
株式会社 藤原書店	郵政産業労働者ユニオン（日巻直映）
東京中央法律事務所	【神奈川県】 神奈川シティユニオン
台東協同法律事務所（金 竜介）	神奈川県勤労者医療生活協同組合 港町診療所
さつき法律事務所	全造船関東地協労働組合
（大貫 憲介、高木 由美子、山本 奈緒）	【愛知県】 医療法人 八事の森
江東総合法律事務所（中村 優介）	NPO 法人 ささしまサポートセンター
暁 法律事務所（指宿 昭一）	Massa BAR & BISTRO
張国際法務行政書士事務所（張正翼）	大脇雅子法律事務所（大脇雅子）
医療法人 ひらの亀戸ひまわり診療所	【大阪府】 医療法人 協生会 玉川診療所
（平野敏夫、毛利一平）	【愛媛県】 新居浜医療福祉生活協同組合（佐々木龍）
株式会社 ザ・サードアイ・コーポレーション	【高知県】 特定医療法人 防治会 きんろう病院

会計報告

■ 収入の部		決 算
参加費	フォーラム参加費（懇親会費含む）	3,407,000
	プレイベント参加費	175,500
助成金	ソーシャルジャスティス基金 ^注	200,000
	ラッシュチャリティポット ^注	611,400
賛同金	賛同金（個人）	596,000
	賛同金（団体）	1,070,000
	その他 賛同金	282,568
協賛広告	協賛広告費	690,000
その他収入	雑収益	120,575
	受取利息	1
収入の部 合計		7,153,044

*助成金 注：共催団体の移住連が申請して助成を受けたものです。

■ 支出の部		決 算
事務局運営費	事務局人件費、業務委託費	1,670,000
諸謝金	プレイベント登壇者謝金	95,000
	メイン・分科会報告者謝金	520,951
通訳・翻訳謝金	通訳費	95,000
	翻訳費	250,000
会場・機材費	会場賃借費	960,360
	機材費	288,087
懇親会費	懇親会費	857,481
その他経費	印刷製本費	620,275
	通信費	64,140
	事務消耗品費	98,381
	ボランティア旅費交通費	66,264
	支払手数料（ネット決済システム利用手数料含）	98,709
	雑費	120,316
全国フォーラム基金へ繰越		1,348,080
支出の部 合計		7,153,044

交流会 Photo

2019 年6月1日 (土) 18:30 ~ 20:30 連合会館・大会議室



移住者と連帯する 全国フォーラム 東京 2019

で あ かん 出会う、感じる 多民族・多文化共生社会 ～いっしょに考え、ともにつくろう～



サヘル・ローズさん



矢野デビッドさん

2019年 6月1日(土)～2日(日)

日本教育会館 (東京都千代田区千代田 2-6-2)

*最寄駅: 神保町駅 徒歩 5分 / 竹橋駅 徒歩 5分 / JR 水道橋駅 徒歩 15分

6月1日(土) 受付 12:45～ / 13:15～17:00
13:30～15:00 ダイアローグ

「わたしたちはここにいる ～多民族・多文化共生社会の今、そしてこれから」

メインスピーカー サヘル・ローズさん (タレント・女優)

矢野 デビッドさん (タレント・ミュージシャン)

ファシリテーター グレンダ・ロバーツさん (早稲田大学大学院教員)

15:15～17:00 分科会 (15分科会、裏面をご覧ください)

*終了後、交流会 (会場: 連合会館、事前申込制) があります。

6月2日(日) 受付 8:45～ / 9:15～11:45

9:30～ 全体会 「どうなる、どうする移民政策」

参加申込方法

※各人様、ご参加ください。

申込締切: 5月10日(金)

* ホームページからオンラインでお申し込みください。

* 会場には定員があります。お早めにお申し込み下さい。

* 参加費 (資料代込み):

一般 3,000円、高校生・学生 2,000円

* 交流会費:

一般 3,000円、高校生・学生 2,000円

<http://tokyoforum2019.migrants.jp>

【問い合わせ先】

移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 実行委員会

〒110-0005 東京都台東区上野 1-12-6 3F 移住連気付

Tel: 03-3837-2316 Fax: 03-3837-2317

E-mail: tokyoforum2019@migrants.jp

賛同団体・賛同会募集中心!

ホームページからオンラインで相談できます。ご質問いただきました個人・団体の名前には、配布プログラムに記載させていただきます。匿名も可能です。

【主催】 移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 実行委員会 【共催】 特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク SMJ

【後援】 東京都 (東横中)、東京ボランティア・市民活動センター、朝日新聞社、毎日新聞社、西日本新聞社、労働者住民区民関係連絡協議会 (※PDF: 2019.2.20 版)

メインスピーカー紹介

サヘル・ローズさん
(女優・タレント・キャスター)

1985年、イラン生まれ。幼少時代を孤児院で過ごし、6歳で移住。多岐な芸術を乗り越えながら、高校時代から芸能活動を始め、J-WAVEでラジオDJデビューし、女優、タレント、キャスターとしてTV、ラジオ、映画、舞台と活動中。日仏混血、ベルギー混血、タジキスタン混血と多彩。主演を務めた「冷たい床 Cold Feet」では様々な国際映画祭で正式出品され、主演女優賞にノミネートされるなど、女優としても幅広く活動を開始。

芸能活動以外にも、国際人権 NGO の「すべての子どもに家庭を」の活動で親善大使を務め、児童労働撲滅や児童結婚に関する講演会に招聘されるなど、講演のテーマは多岐に渡る。

また、日本の施設への支援活動など、自らの取り組みが認められ、2018年、第9回若者力大賞 (社会をより良くするための活躍する若者に送られる賞) を受賞。夢はイランに児童労働撲滅をつなぐことで、国に帰ることを望んでいる施設の子どもたちを支援し、子どもたちに夢を与えようとしている。

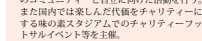
矢野 デビッドさん
(歌手・シンガーソングライター・Euge 代表 / 明星大学客員講師)

日本人の父とガーナ人の母との間にガーナで生まれる。6歳の時、ガーナで両親が一家が襲われたことをきっかけに日本へ移住。8歳～18歳まで児童労働施設で育つ。学生時代からモデルやCMの仕事を始め、その後、好きだったピアノを通して音楽活動を行う。

現在ではソロ活動のほか、元リガーで作詞作曲家の兄と、差別の境目のないオールカレッジ YANO BROTHERS としてもライブ活動を展開。NHK・Eテレ「ハートネットTV」、日テレ「チカワク」なども出演。25歳の時、ガーナでのあるストリートパフォーマンスの出会いをきっかけに「誰にも守ってもらえない子供たちを守りたい」という想を抱く。自立支援団体 Euge を設立。2012年に一般就労者として、教育を社内に設けて学校建設や教育する前の教育、運動会やサッカー大会を行いながら支援を続けている。支援とは自らの育でることという信念のもと、現地のコミュニティと自立に向けた活動を行う。

また国内では学生さんだ代をチャリティする場の最スタジアムでのチャリティーイベント等を主催。

また、日本の施設への支援活動など、自らの取り組みが認められ、2018年、第9回若者力大賞 (社会をより良くするための活躍する若者に送られる賞) を受賞。夢はイランに児童労働撲滅をつなぐことで、国に帰ることを望んでいる施設の子どもたちを支援し、子どもたちに夢を与えようとしている。



2019年6月1日(土)と2日(日)、 20年ぶりに東京で全国フォーラムを開催します!

第二次安倍政権発足以降、成長戦略の名のもとに「外国人材の活用」が推進され、2019年4月には、外国人労働者の新たな受け入れが予定されています。その一方で、「移民政策ではない」という主張を堅持する現政権は、すでに日本に暮らし、働き、学んでいる移民・外国人の存在に真摯に向き合うことなく、それゆえ、移民・外国人の権利保障や民族的・文化的アイデンティティの尊重、差別禁止など、共に生きるための法的基盤は未整備のままです。

しかし、実際には、すでに日本は移民社会です。2018年6月末現在の在外日本人数は2,637,251人。戦後の中ソ邦交正常化と朝鮮戦争の1952年4月から2017年までに日本国籍を喪失した外国人は累計550,715人。1987年から2017年までに生まれた外国ルーツの日本人は累計610,344人。2017年に日本で生まれた外国人は16,666人。日本は、確実に多民族・多文化社会になっています。私たちは友人であり、同僚であり、クラスメートであり、隣人であり、そして家族です。

世界各国から多様な人々を迎える2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催を前に、まずは「ここにいる」多様な人々の存在に目を向け、多様な人々の思いや状況を理解することで、共に生きる社会をつくっていく必要があるのではないのでしょうか。そのためには、一人ひとりが心を拓き、「日本人」を中心とした社会制度を見直す必要があるでしょう。政府が手を付けているのであれば、私たち市民の手で移民政策をつづいていかなければいけません。

そのような思いから、移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 を開催することにしました。

分科会 6月1日(土) 15:15～17:00

* 15 分科会に分かれ、テーマごとに報告者からの発表と議論を行います。

* 分科会には会場定員があります。お早めにお申し込み下さい。

- ・入門編 移住者クイズ1 (仮)
- ・移住女性 韓国・日本の移住女性支援の現場から必要な法制度を考える
- ・医療・福祉、社会保障 移民政策の不在がもたらす、移住者医療の危機
- ・技能実習 技能実習制度の実態と新たな外国人労働者受け入れ
- ・子ども・若者 移住者の子どもと若者の学びと進路
- ・自治体施策 改正入管法と地方自治体
- ・多様なルーツ 多様なルーツの人々をめぐるメディアと日常生活
- ・難民 避難を乗り越えてきた人たちに共に考える未来
- ・日本語教育 「働く現場」で求められる「日本語教育」
- ・出入国管理 収容・放免の課題と克服
- ・ビジネスと人権 ビジネスと人権 (サブアジェンダ) 上の人権侵害を中心に
- ・ヘイトスピーチ・人権差別 みんなで人権差別撤廃案をつくらう
- ・母語教育と外国人の生活 母語、国語そして自立的な生活
- ・労働 移住労働者自身が取り組む多民族・多文化の職場づくり
- ・LGBT 同性カップルの法的保障について～在留資格を中心として～

移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 実行委員会

共同実行

アンジェロ・イン (在東京フロンティア国際移民支援代表者会副代表、武蔵大学教員)

金 竜介 (移民・在日コリアン研修士協会)

鈴木 江理子 (移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事、国士館大学教員)

鈴木 満子 (移民・全国家移民関係者連絡協議会)

西川 晋司 (東京労働組合連合会執行委員長)

杉本 典子 (在日外国人労働者支援センター東京代表理事)

平野 敏夫 (海外より移住者支援、全国労働者支援センター連絡協議会)

事務局

渡戸 一郎 (明星大学客員教授 / 東京ボランティア・市民活動センター運営委員)

■ フォーラム資料集 全 75 ページ 全モノクロ、1200 冊印刷 *参加者に配布

移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 資料集

で あ かん 出会う、感じる 多民族・多文化共生社会 ～いっしょに考え、ともにつくろう～

2019年6月1日(土)～2日(日) 日本教育会館

《プログラム》

6月1日(土) 受付 12:45～ / 13:15～17:00

13:30～15:00 ダイアローグ

「わたしたちはここにいる ～多民族・多文化共生社会の今、そしてこれから」

メインスピーカー サヘル・ローズさん (女優・タレント・キャスター)

矢野 デビッドさん (タレント・ミュージシャン)

ファシリテーター 金 龍介 (Euge 代表 / 明星大学客員講師)

15:15～17:00 分科会 (15分科会)

入門編 / 移住女性 / 医療・福祉・社会保障 / 技能実習 / 子ども・若者 / 自治体施策 / 多様なルーツ

難民 / 日本語教育 / 出入国管理 / ビジネスと人権 / ヘイトスピーチ・人権差別 / 母語教育 / 労働 / LGBT

*終了後、交流会 (会場: 連合会館、事前申込制) があります。

6月2日(日) 受付 8:45～ / 9:15～11:45

9:30～ 全体会 「どうなる、どうする移民政策」



移住者と連帯する
全国フォーラム
東京 2019

※各人様、ご参加ください。

移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 実行委員会

〒110-0005 東京都台東区上野 1-12-6 3F 移住連気付

Tel: 03-3837-2316 Fax: 03-3837-2317

E-mail: tokyoforum2019@migrants.jp

<http://tokyoforum2019.migrants.jp>

【主催】 移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 実行委員会 【共催】 特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク SMJ

【後援】 東京都 毎日新聞社 朝日新聞社 共同通信社 東京新聞 西日本新聞社 東京ボランティア・市民活動センター

一般財団法人 自治体関係者連絡協議会 一般社団法人 市民セクター政策機構 移民政策学会 労働者住民区民関係連絡協議会

第二東京府議会 全国家移民関係者連絡協議会 在日コリアン研修士協会

移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 資料集 もくじ

3 ごあいさつ (実行委員会代表・事務局長)

6月1日(土) 13:30～15:00 ダイアローグ

わたしたちはここにいる ～多民族・多文化共生社会の今、そしてこれから

4 ダイアローグ参加者紹介

6月1日(土) 15:15～17:00 分科会

- 5 第 1 分科会 入門編
- 6 第 2 分科会 移住女性
- 9 第 3 分科会 医療・福祉・社会保障
- 13 第 4 分科会 技能実習
- 20 第 5 分科会 子ども・若者
- 25 第 6 分科会 自治体施策
- 31 第 7 分科会 多様なルーツ
- 34 第 8 分科会 難民
- 37 第 9 分科会 日本語教育
- 42 第 10 分科会 出入国管理
- 47 第 11 分科会 ビジネスと人権
- 49 第 12 分科会 ヘイトスピーチ・人権差別
- 54 第 13 分科会 母語教育
- 59 第 14 分科会 労働
- 61 第 15 分科会 LGBT

6月2日(日) 9:30～11:45 全体会 どうなる、どうする移民政策

- 66 1 制度解説 18年改正入管法と経済的効果
- 68 2 政策提言 移住者「移民社会 20」の提議
- 70 3 ディスカッション どうなる、どうする移民政策～移動・定住・永住する人々の視点から考える
- 71 実行委員会・分科会コーディネーター



定価 300 円

A5 版カラー、60 ページ

編集発行: 移住連 / 2019 年 5 月



移民社会 20 の提案 目次

はじめに	3
01 「移民はここにいる」を前提にした政策を	8
02 労働者として働き、生活できる社会を	10
03 技能実習制度の廃止、技能実習生の保護と救済を	12
04 定住する者としての権利を	14
コラム① そもそも移民はコントロールできるの?	16
05 すべての子どもに多様な教育を保障する	18
06 貧困の再生産を止めるために	20
07 出身文化、継承文化も同じくらい大切なもの	22
08 誰もが健康で暮らせるために	24
09 多様性を前提とした行政サービスを!	26
10 移民が投票に行く日	28
11 複数国籍の容認を	30
コラム② ヨーロッパで移民受け入れは失敗したの?	32
12 ヘイトスピーチを根絶する立法が必要	34
13 政策に「複合差別」の視点を	36
14 難民申請者が安心して在留し、難民が保護される社会を	38
15 不必要な収容を止めさせよう!	40
16 非正規移民にアムネ스티を!	42
17 「管理」ではなく「共生」を目指す組織を	44
18 まず移民基本法を制定しなければ.....	46
19 国際人権条約の完全批准	48
20 マジョリティが変わることから出発しよう	50
コラム③ 日本は誰のもの?	52
図表	54

移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 報告書

出会う、感じる 多文化・多民族共生社会
～いっしょに考え、ともにつくろう～

2019 年 9 月

移住者と連帯する全国フォーラム・東京 2019 実行委員会

〒110-0005 東京都台東区上野 1-12-6 3F

NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク (移住連) 気付

Tel 03-3837-2316 Fax 03-3837-2317

E-mail: smj@migrants.jp http://migrants.jp



移住者と連帯する
全国フォーラム
東京2019

出会う、感じる多民族・多文化共生社会